

瀬戸市 障害者福祉基本計画【第7次】

瀬戸市障害者計画（第7期）

瀬戸市障害福祉計画（第7期）

瀬戸市障害児福祉計画（第3期）

令和6年3月

瀬戸市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 計画の根拠法	2
(2) 関連計画	3
(3) 計画の期間	4
3 計画の対象者	5
4 計画の策定体制	6
(1) アンケート調査の実施	6
(2) 現行計画の進捗評価	6
(3) パブリックコメントの実施	6
(4) 瀬戸市障害者地域自立支援委員会の開催	6
5 計画策定に関する国の改正ポイント	7
(1) 国の第5次障害者基本計画の方針	7
(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針改正のポイント	8
6 障害福祉に関する制度・施策の変遷	10
第2章 障害者を取り巻く現状	11
1 瀬戸市の人口の推移	11
2 障害者の状況	12
(1) 障害者手帳所持者数の推移	12
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	13
(3) 療育手帳所持者の状況	15
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	16
3 雇用・就労の状況	17
(1) 民間企業の雇用状況	17
(2) 公共職業安定所の登録等の状況	18

4 障害のある子どもの状況	19
(1) 特別支援教育を受ける児童数の推移	19
5 前期計画の進捗評価	20
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	20
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実	22
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	23
(5) 相談支援体制の充実・強化等	24
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	25
(7) 障害児支援の提供体制の整備等	26
(8) 障害福祉サービス	28
(9) 障害児支援	31
(10) 地域生活支援事業	33
6 アンケート調査からみる現状と課題	35
(1) 調査結果	35

第3章 障害者計画の基本的な考え方.....55

1 計画の基本理念	55
2 計画の基本目標	56
3 施策の体系	57

第4章 障害者計画に係る施策の展開.....58

基本目標1 いつまでも地域でいきいきと暮らせるまちづくり	58
(1) 相談支援体制の充実	58
(2) 親亡き後の支援体制の構築	58
(3) 障害者雇用の啓発と就労支援の充実	59
(4) 障害福祉の充実	59
(5) 保健・医療サービスの充実	60
(6) 障害者の生涯学習活動の推進	60
基本目標2 子どもが個性豊かに輝く福祉と教育のまちづくり	61
(1) 早期療育と療育支援体制の充実	61

(2) 多様な個性やニーズに応じた教育の推進	61
(3) 障害児福祉の充実	62
基本目標 3 障害理解を推進するまちづくり	63
(1) 差別解消と権利擁護の推進.....	63
(2) 虐待防止体制の構築	64
(3) 福祉教育の推進	64
(4) 地域における見守り体制の推進.....	65
基本目標 4 安全・安心のまちづくり	66
(1) 生活環境の支援	66
(2) 情報取得や意思疎通の支援.....	66
(3) 防災体制の整備	67

第5章 障害福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～68

1 計画の成果目標.....	68
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	68
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	69
(3) 地域生活支援の充実	70
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	71
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	73
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	73
2 計画の活動指標.....	74
(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催.....	74
(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用	74
(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組	75
(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組.....	75
3 障害福祉サービスの見込量と確保策.....	76
(1) 訪問系サービスの見込量と確保策.....	76
(2) 日中活動系サービスの見込量と確保策	77
(3) 居住系サービスの見込量と確保策	79
(4) 相談支援サービスの見込量と確保策	80

4 地域生活支援事業の見込量と確保策	82
(1) 必須事業の見込量と確保策	82
(2) 任意事業の見込量と確保策	84
第6章 障害児福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～	86
1 計画の成果目標	86
(1) 障害児支援の提供体制の整備等	86
2 計画の活動指標	88
(1) 発達障害者等に対する支援	88
3 障害児支援の見込量と確保策	88
(1) 障害児通所支援等	88
(2) 子ども・子育て支援	90
第7章 計画の推進	91
1 計画の推進体制	91
資 料 編	92
1 瀬戸市障害者地域自立支援協議会	92
2 瀬戸市障害者地域自立支援委員会名簿	93
3 計画策定経過	94
(1) 瀬戸市障害者地域自立支援委員会	94
(2) 瀬戸市障害者地域自立支援協議会	94
4 用語の解説	95

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国における障害者施策に関する法律をみると、平成5年に「心身障害者対策基本法」から改正された「障害者基本法」では、従来の心身障害者に加え、精神障害についても新たに「障害者」と位置づけられ、法の目的も、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加促進に改められました。その後、平成16年の改正では、障害者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定されました。

また、平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向け、平成23年の改正では、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

さらに、障害者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定、平成28年に施行されました。

こうした国内法の整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、その後も障害者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年には条約を批准した後に初めてとなる『第4次障害者基本計画』が策定され、障害者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されてきました。

また、令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」が施行されました。

本市においても、国や県の障害者制度の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、「瀬戸市障害者基本計画（第6次）」を策定し、障害者施策を総合的・計画的に推進、障害者福祉の向上を目指してきました。

令和5年度をもって「瀬戸市障害者計画（第6期）・瀬戸市障害福祉計画（第6期）・瀬戸市障害児福祉計画（第2期）」の計画期間が満了することから、市民のニーズ等を踏まえつつ、これまでの取組を点検し、新たな「瀬戸市障害者計画（第7期）・瀬戸市障害福祉計画（第7期）・瀬戸市障害児福祉計画（第3期）」を一体的に推進するため「瀬戸市障害者福祉基本計画【第7次】」（以下、「本計画」という。）を策定しました。



2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠法

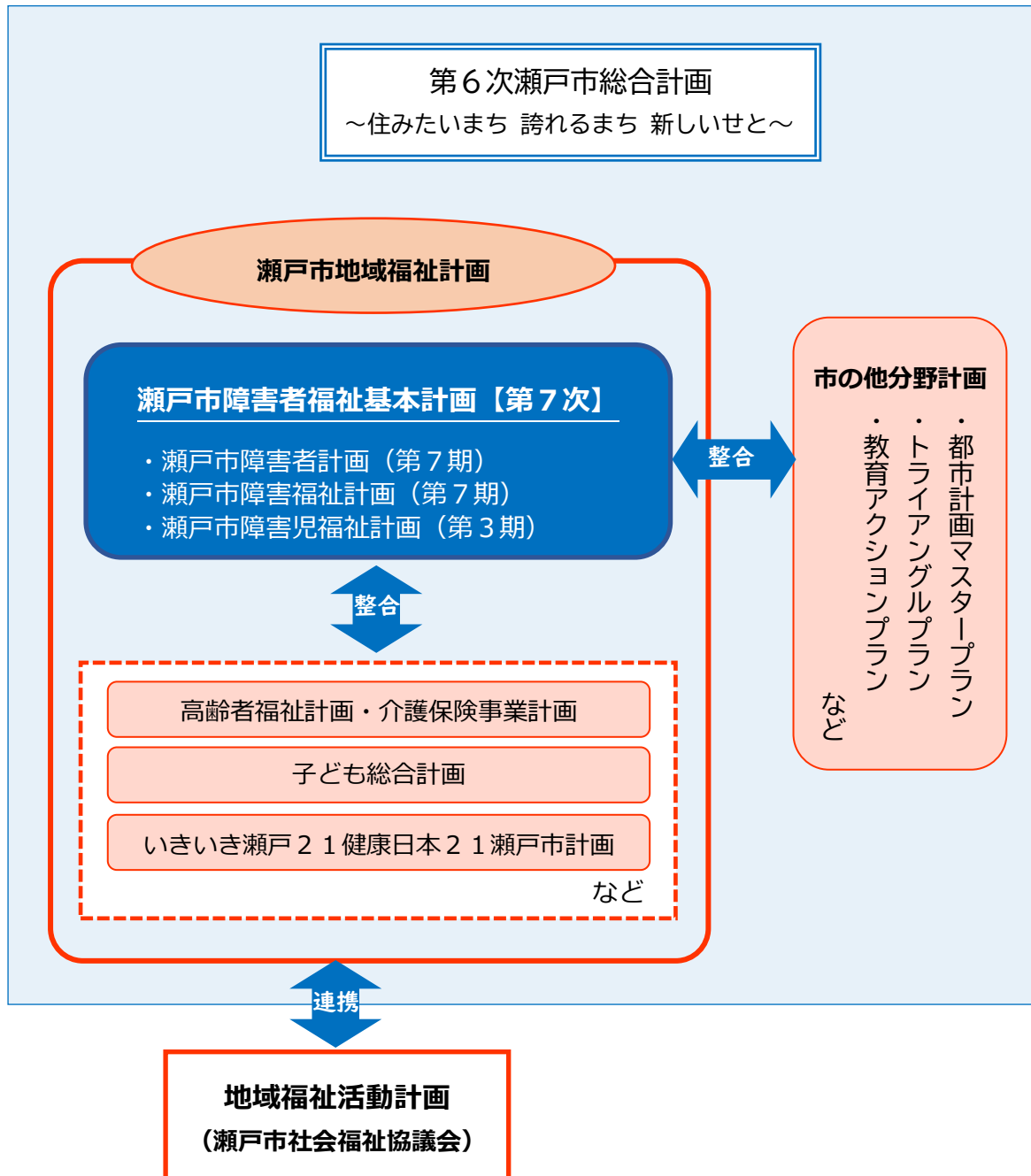
本計画は、障害者基本法で定める「障害者計画」、障害者総合支援法で定める「障害福祉計画」、児童福祉法で定める「障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画（基本計画的）	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）
計画期間	6年	3年	3年
備考	策定義務【平成19年度～】 (平成18年度以前は努力規定)	策定義務【平成18年度～】	策定義務【平成30年度～】

(2) 関連計画

本計画は、「第6次瀬戸市総合計画」、「瀬戸市地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、瀬戸市における障害者施策や障害福祉サービス、障害児支援の拡充の方向性を定めるものです。また、高齢福祉分野や子育て分野等、他の関連個別計画との整合性を保つ計画とします。

■ 関連計画





(3) 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とした計画です。「障害者計画」は令和11年度までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和8年度までの3年間を計画期間としています。

また、国の障害福祉施策の大幅な見直し等が行われた場合や社会情勢、市民ニーズの変化に応じ、計画期間内でも必要に応じて改訂することがあります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者福祉基本計画	第7次					
障害者計画	第7期					
障害福祉計画	第7期			第8期		
障害児福祉計画	第3期			第4期		

3 計画の対象者

「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障害者を示しています。地域共生社会実現のためには、障害の有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障害者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障害者・障害児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）



4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、「障害者施策に関するアンケート」と「障害児施策に関するアンケート」の2種類のアンケート調査を実施しました。

	障害者施策に関するアンケート	障害児施策に関するアンケート
調査対象	○瀬戸市在住の身体・知的・精神障害のある方	○瀬戸市在住の18歳未満の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを所持している方 ○障害児通所支援サービスを利用されている方
実施期間	令和5年2月1日～2月28日	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
有効回答数	1,812件（有効回答率51.2%）	249件（有効回答率53.9%）

(2) 現行計画の進捗評価

現行計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年1月5日から2月5日にかけて、本計画の策定内容に関して広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

(4) 瀬戸市障害者地域自立支援委員会の開催

関係団体の代表者等や有識者、当事者などにより構成する「瀬戸市障害者地域自立支援委員会」において、計画内容等について検討を行いました。

5 計画策定に関する国の改正ポイント

(1) 国の第5次障害者基本計画の方針

本計画は、国の第5次障害者基本計画の理念や施策の方向性などを踏まえて、見直しを行います。

■ 国の第5次障害者基本計画の理念・方向性

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消の推進 ➢ 様々な団体等との連携による、広報・啓発活動の展開 ➢ 障害者差別の解消に向けた幅広い取組の実施
2. 安全・安心な生活環境の整備 地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現 ➢ 住環境の整備、移動しやすい環境の整備 ➢ 施設等の普及促進 ➢ 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の充実 ➢ 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及 ➢ 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
4. 防災・防犯等の推進 災害に強い地域づくりの推進 ➢ 災害発生時における障害特性に配慮した支援（適切な情報保障、避難支援、福祉避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等） 防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組の推進
5. 行政等における配慮の充実 司法手続きや選挙における合理的配慮の提供 ➢ 行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底 ➢ 行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う
6. 保健・医療の推進 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ➢ 地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援 ➢ 身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 意思決定支援の推進、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の構築 ➢ 地域移行の推進 ➢ 在宅サービス等の充実



8. 教育の振興
共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備 ➤ インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
総合的な就労支援の推進 ➤ 多様な就業機会の確保 ➤ 就労支援の担い手の育成 ➤ 工賃の水準の向上
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ➤ 施設・設備の整備等の推進 ➤ 障害者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保
11. 国際社会での協力・連携の推進
文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針改正のポイント

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に則して作成する必要があります。
第7期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和5年5月に告示されました。
基本指針の主な見直し事項は以下の通りです。

■ 国の基本指針の見直しの主な事項

1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
○重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ○障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
○精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
3. 福祉施設から一般就労への移行等
○一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ○一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
○児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ○障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ○医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ○聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

5. 発達障害者等支援の一層の充実
○ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ○発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
6. 地域における相談支援体制の充実強化
○基幹相談支援センターの設置等の推進 ○協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7. 障害者等に対する虐待の防止
○自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ○精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
8. 「地域共生社会」の実現に向けた取組
○社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
9. 障害福祉サービスの質の確保
○都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10. 障害福祉人材の確保・定着
○ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ○相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
○障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ○市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
12. 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
○障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
○障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14. その他：地方分権提案に対する対応
○計画期間の柔軟化 ○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

6 障害福祉に関する制度・施策の変遷

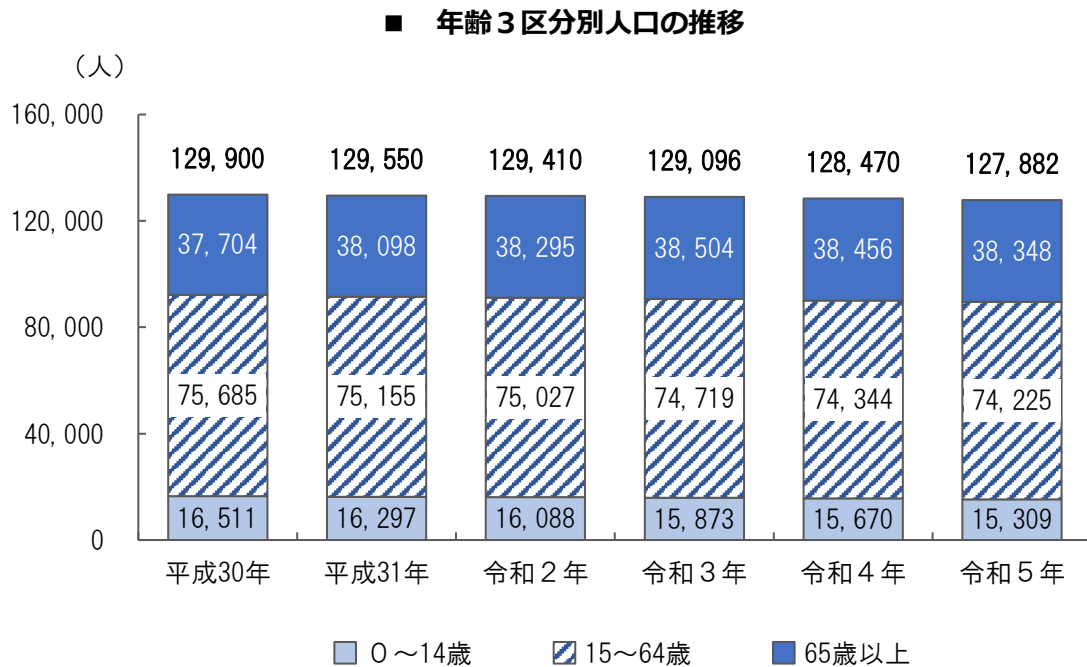
年	国の主な流れ	内 容
平成15年	支援費制度の導入	従来の措置制度から転換し、障害のある人の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
平成18年	障害者自立支援法施行	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行	教育基本法に障害のある人について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
平成19年	障害者権利条約署名	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
平成23年	障害者基本法改正・施行	目的規定や障害者の定義等が見直される。
平成24年	改正児童福祉法施行	障害児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
平成25年	障害者優先調達推進法施行	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲の拡大等が規定される。
平成26年	障害者権利条約批准	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
平成28年	改正障害者雇用促進法施行	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行	成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが規定される。
	改正発達障害者支援法施行	国及び地方公共団体の責務として、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体の連携のもとに必要な相談体制の整備を行うこと等が規定される。
平成30年	第4次障害者基本計画	平成30年度～令和4年度までの5年間を計画期間とする。
	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
	改正バリアフリー法施行	高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めることが国民の責務として規定される。
令和元年	改正障害者雇用促進法施行	短時間で働けば働くことができる障害者を雇用する事業主に対する「特例給付金」の支給等が規定される。
令和2年	改正バリアフリー法施行	公共交通事業者等の施設設置管理者における取組の強化等が規定される。
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的としている。
令和6年	改正障害者差別解消法施行	4月からこれまで民間事業者には努力義務とされていた障害のある人への合理的配慮の提供が義務化。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 瀬戸市の人口の推移

本市の総人口は、平成30年以降年々減少し、令和5年は127,882人となり平成30年から2,018人減少しています。

年齢3区分別人口をみると、0～14歳及び15～64歳では総人口同様に年々減少しています。一方、65歳以上では増加傾向にありましたが、令和3年をピークにその後は減少に転じています。



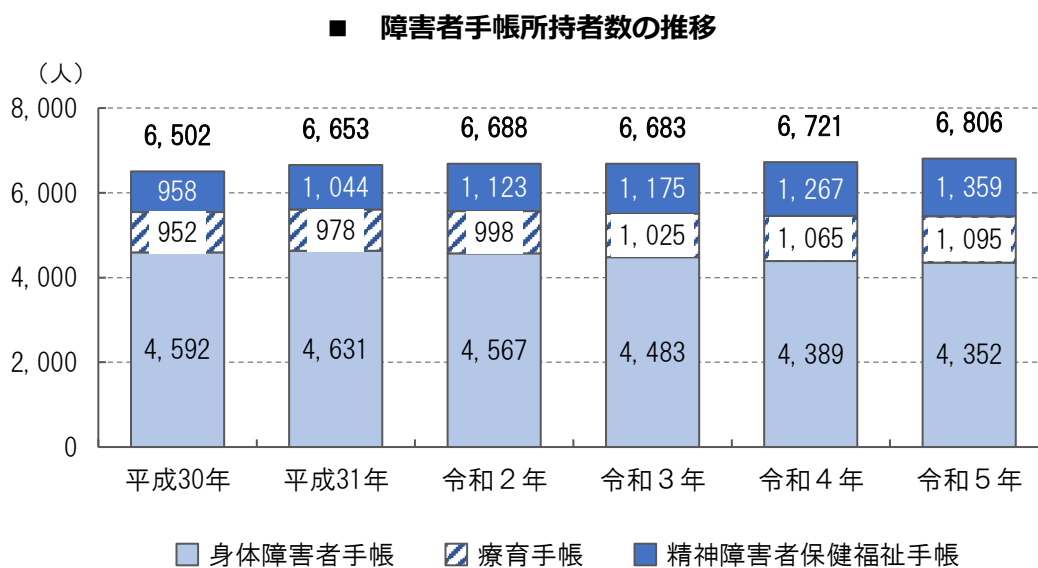
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年から令和5年にかけて401人増加しています。



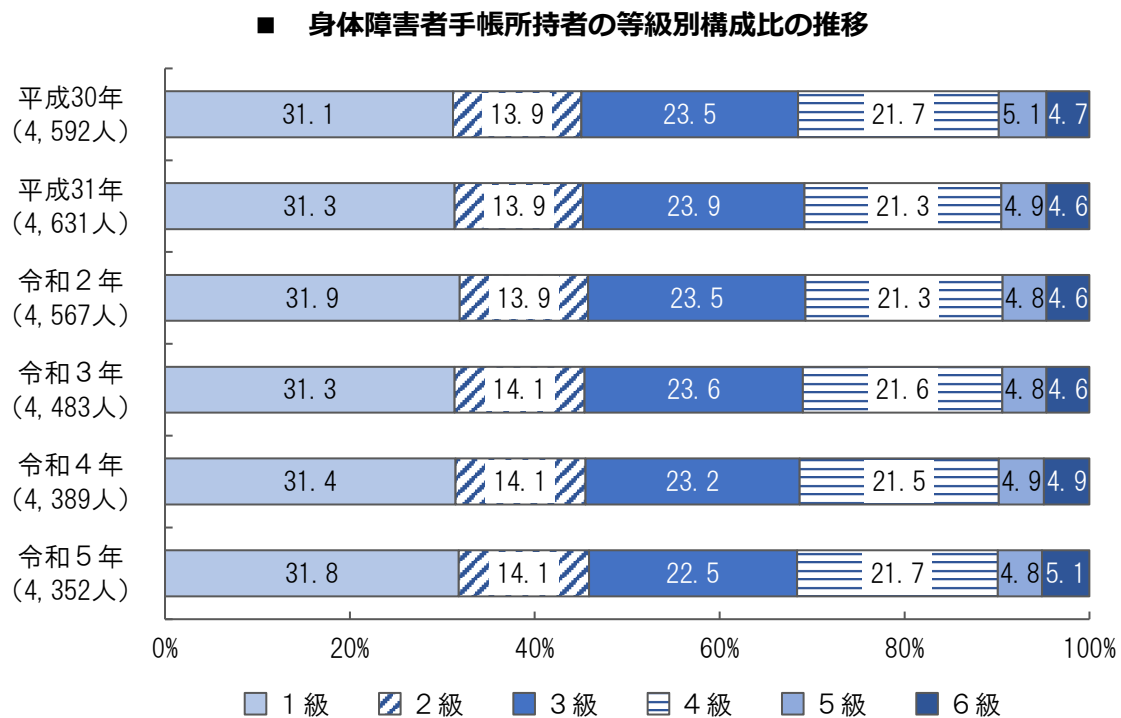
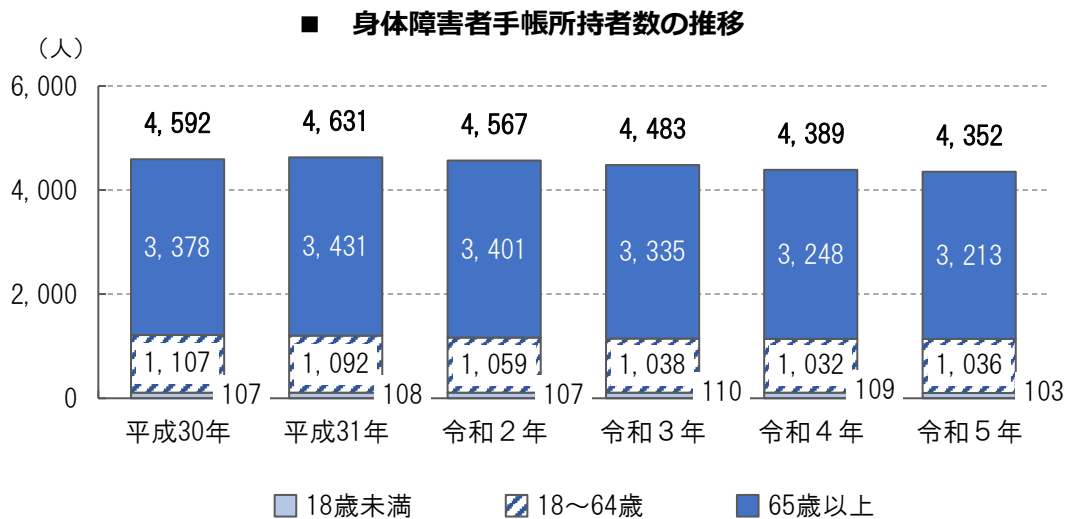
資料：瀬戸市（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成31年の4,631人をピークにその後は年々減少し、令和5年は4,352人となっています。

また、年齢別にみると、令和5年では「18歳未満」は103人、「18～64歳」は1,036人、「65歳以上」は3,213人となり、「65歳以上」が7割以上を占めています。

等級別構成比は、いずれの年も「1級」が最も高く、次いで「3級」、「4級」となっています。



障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、いずれの年も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」となっています。

また、平成30年から令和5年にかけて「肢体不自由」は266人減少しています。

■ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

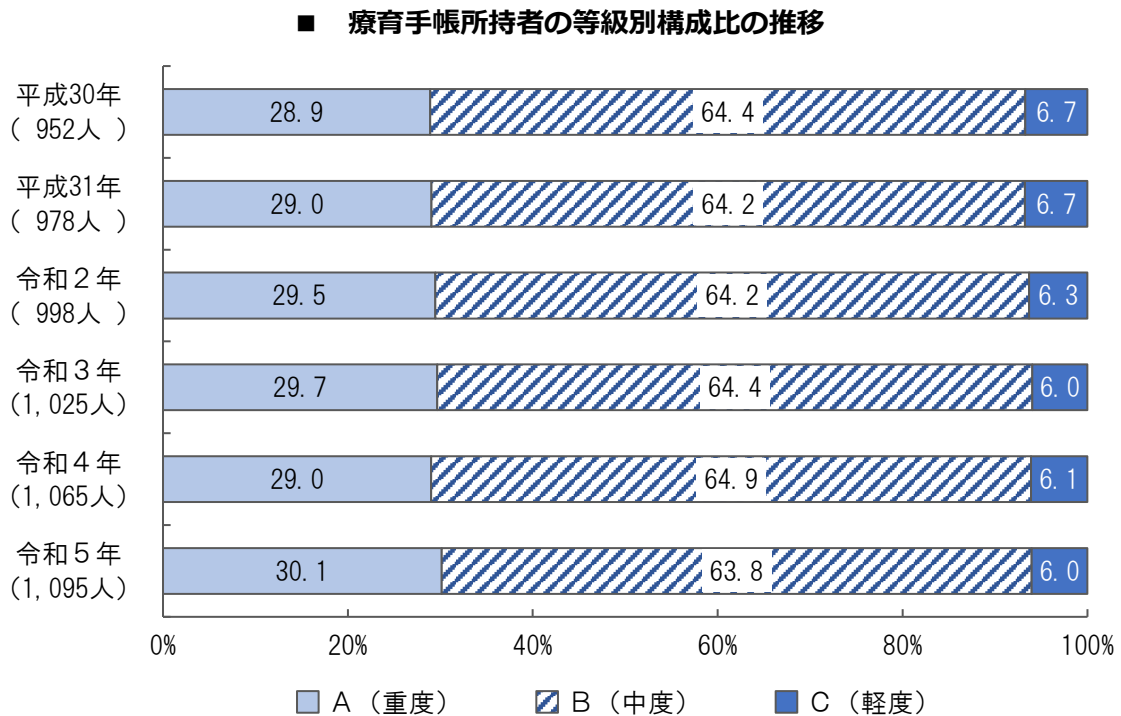
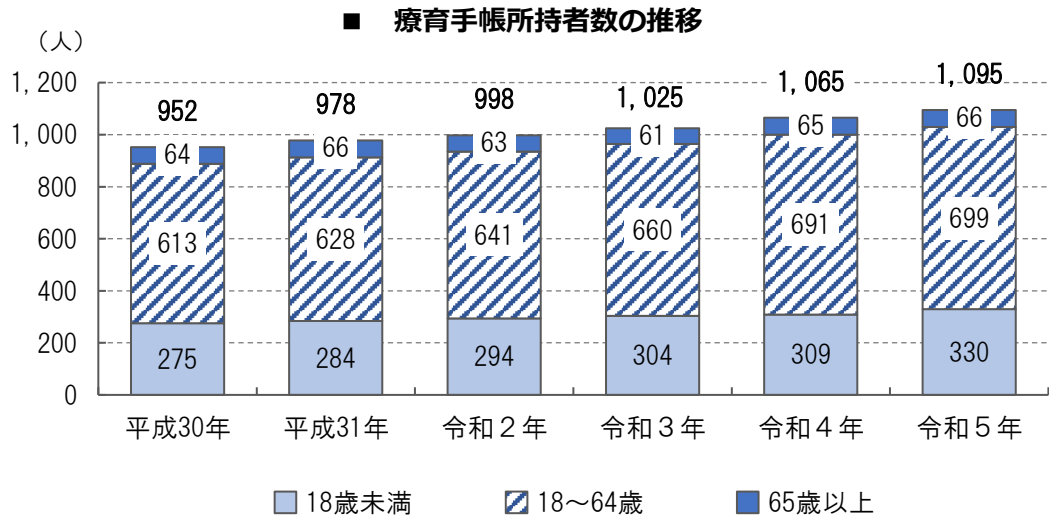
	平成30年	平成31年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚障害	236	236	232	228	222	222
聴覚・平衡機能障害	327	326	323	308	324	342
音声・言語・そしゃく機能障害	48	53	54	58	54	54
肢体不自由	2,305	2,290	2,226	2,170	2,115	2,039
内部障害	1,676	1,726	1,732	1,719	1,674	1,695
合 計	4,592	4,631	4,567	4,483	4,389	4,352

資料：瀬戸市（各年 3 月31日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30年から令和5年にかけて143人増えています。年齢別にみると、「18歳未満」は令和5年では330人と平成30年の1.2倍に増えています。

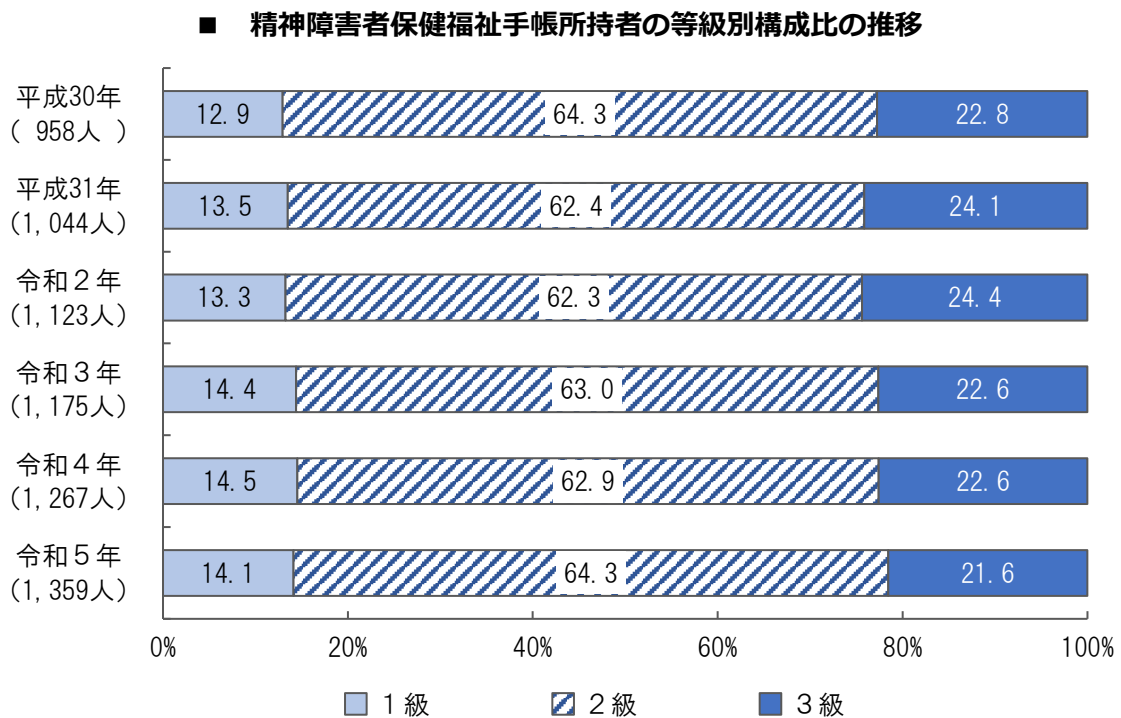
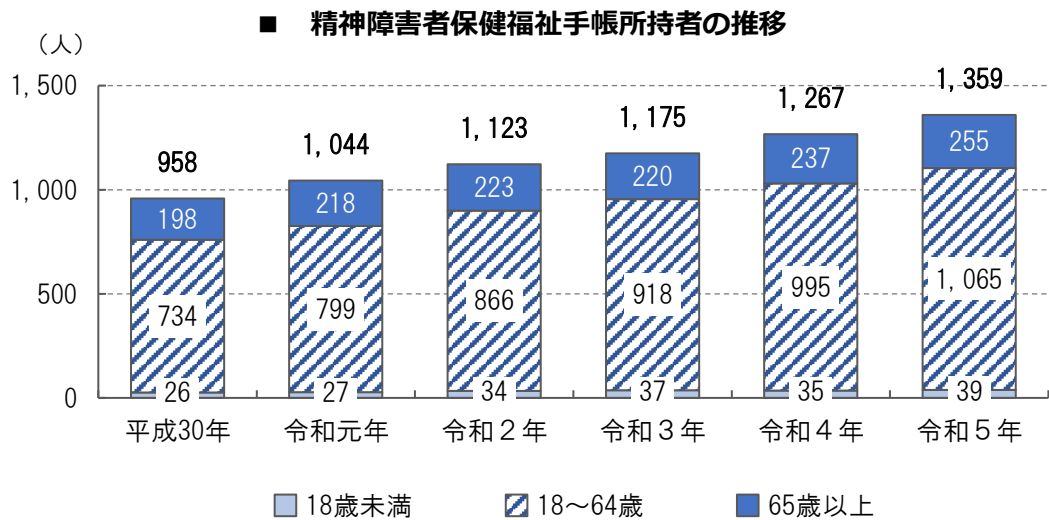
等級別構成比は、いずれの年も「B（中度）」が6割以上を占め、最も高くなっています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30年から令和5年にかけて401人増えています。年齢別にみると、令和5年では「18歳未満」は39人、「18～64歳」は1,065人、「65歳以上」は255人となっています。

等級別構成比は、いずれの年も「2級」が6割以上を占め、最も高くなっています。



3 雇用・就労の状況

(1) 民間企業の雇用状況

民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づき、一般の民間企業は2.3%（令和6年4月～2.5%に引き上げ予定）、特殊法人や国及び地方公共団体は2.6%（令和6年4月～2.8%に引き上げ予定）の障害者の雇用が義務づけられています。瀬戸公共職業安定所管内の令和5年6月現在の雇用障害者数は463.5人、実雇用率は2.22%です。管内の障害者の法定雇用率達成企業は、対象企業の61.2%です。

■ 障害者雇用の推移

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
企業数（社）	112	110	121
うち法定雇用率達成企業数（社）	58	64	74
法定雇用率達成企業の割合（%）	51.8	58.2	61.2
基礎労働者数（人）	20,275.5	20,069.0	20,889.5
うち障害者数（人）	424.5	417.5	463.5
実雇用率（%）	2.09	2.08	2.22

資料：瀬戸公共職業安定所（各年6月1日現在）

※対象企業は瀬戸公共職業安定所管内（瀬戸市、尾張旭市）に本社があり、常用労働者を43.5人以上雇用している企業。

※重度障害者は2人、重度障害者である短時間労働者（週20時間以上30時間未満）は1人、精神障害者である短時間労働者は0.5人とカウント。ただし、届出年の3年前に属する6月2日以降に採用されたもの、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得したものは、1人カウントとして計上。平成23年度から身体障害者及び知的障害者である短時間労働者も0.5人とカウント。

(2) 公共職業安定所の登録等の状況

公共職業安定所は、就職を希望する障害者等について、求職の登録を行い、技能、適性、就職希望に基づき就職あっせんを行います。瀬戸公共職業安定所管内の登録等の状況は以下のとおりです。

■ 瀬戸公共職業安定所に登録している障害者の状況

区 分		令和3年			令和4年			令和5年		
		身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込者数（人）		64	58	146	84	48	198	78	43	243
就職件数（人）		35	42	83	35	37	93	27	30	97
新規登録者数（人）		30	33	81	47	28	107	30	23	109
登録者	有効求職者（人）	324	139	436	176	134	361	65	27	179
	就職中の者（人）	328	384	346	366	408	419	380	462	541
	保留中の者（人）	98	59	11	225	68	91	308	115	297

資料：瀬戸公共職業安定所（各年3月31日現在）

■ 障害部位別の瀬戸公共職業安定所に登録している障害者の状況

区分	障害別	登録者数		有効求職者数		就職中		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
第一種登録者	視覚	50	2.0	2	0.7	27	1.9	21	2.8
	聴覚・言語等	86	3.5	4	1.5	63	4.4	19	2.5
	上肢	127	5.1	16	5.8	67	4.6	44	5.8
	下肢	190	7.7	20	7.3	84	5.8	86	11.4
	体幹	79	3.2	8	2.9	37	2.6	34	4.5
	脳病変	11	0.4	0	0.0	7	0.5	4	0.5
	内部疾患	209	8.5	14	5.1	95	6.6	100	13.3
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	752	30.4	64	23.3	380	26.4	308	40.8
第二種登録者	知的障害	591	23.9	23	8.4	453	31.4	115	15.3
	精神疾患	1012	41.0	178	65.0	538	37.3	296	39.3
	その他	116	4.7	9	3.3	72	5.0	35	4.6
	小 計	1719	69.6	210	76.7	1063	73.7	446	59.2
合 計		2471	100.0	274	100.0	1443	100.0	754	100.0

資料：瀬戸公共職業安定所（令和5年3月31日現在）

4 障害のある子どもの状況

(1) 特別支援教育を受ける児童数の推移

本市の特別支援教育の状況について、小学校における特別支援学級在学者数は年々増加しており、令和5年では平成31年の1.3倍にあたる163人となっています。

中学校における特別支援学級数は増加しているものの、在学者数は増えていない状況です。

また、本市の特別支援学校の在学者数は、平成31年以降横ばい傾向となっています。

■ 特別支援教育を受ける児童数の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校					
特別支援学級数（クラス）	47	44	43	48	48
在学者数（人）	122	127	130	158	163
低学年（人）	39	41	42	51	53
中学年（人）	36	49	50	63	54
高学年（人）	47	37	38	44	56
中学校					
特別支援学級数（クラス）	15	17	17	18	19
在学者数（人）	50	53	64	58	56
特別支援学校					
特別支援学校数（校）	5	6	5	5	5
在学者数（人）	108	100	101	97	104
小学部（人）	48	51	53	54	51
中学部（人）	39	39	38	34	36
高等部（人）	21	10	10	9	17
在学者合計	280	280	295	313	323

資料：特別支援教育の手引き（各年4月1日現在）

5 前期計画の進捗評価

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◇前期計画の目標

- 令和元年度末の施設入所者数73人の6.8%にあたる5人を令和5年度末までに地域生活に移行するものとししました。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末の施設入所者数73人から2人（3.6%）を減少した71人とししました。

◇実績値

	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
福祉施設入所者数	人	71	71	71
福祉施設から地域生活への移行者数		2	2	0

◇進捗状況

令和元年度末の施設入所者数73人のうち、5人（6.8%）が地域での生活に移行するという目標設定に対し、令和5年度末時点の実績（見込み）は0人（0.0%）となりました。

また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者73人から2人（3.6%）を削減し、71人とする目標設定に対し、実績（見込み）は目標通りの2人削減で71人となりました。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◇前期計画の目標

- 精神障害者の地域移行支援利用者数の目標を1人としました。
- 精神障害者の地域定着支援利用者数の目標を1人としました。
- 精神障害者の共同生活援助利用者数の目標を18人としました。
- 精神障害者の自立生活援助利用者数の目標を1人としました。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を年1回開催することとしました。
- 協議の場への関係者の参加者数は、保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等からそれぞれ1人以上としました。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を年1回としました。

◇実績値

		単位	実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
精神障害者の地域移行支援利用者数		人	0	2	1
精神障害者の地域定着支援利用者数		人	0	0	0
精神障害者の共同生活援助利用者数		人	29	39	40
精神障害者の自立生活援助利用者数		人	0	0	2
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		回	0	0	1
協議の場への関係者の参加者数	保健	人	—	—	1
	医療		—	—	1
	福祉		—	—	2
	介護		—	—	1
	当事者及び家族等		—	—	2
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回	0	0	1

◇進捗状況

精神障害者の地域移行支援利用者数、共同生活援助利用者数、自立生活援助利用者数では、令和5年度末の実績（見込み）は目標値を上回っています。一方、精神障害者の地域定着支援利用者数は目標1人に対し、実績（見込み）が0人となりました。

保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和5年度は1回開催しています。また、協



議の場への関係者の参加は各分野から1人以上ありました。

保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価については、令和5年度は1回実施しています。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

◇前期計画の目標

- 各種サービス事業所との連携等強化を図る「面的整備」に向けて、市内の支援体制の連携や不足している機能の整備を進め、地域生活支援拠点等の整備に努めることとしました。
- 地域生活支援拠点等の確保後においては、運用状況の検証及び検討を年1回以上行うこととしました。

◇実績値

	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域生活支援拠点等の整備	整備の有無	無	有	有
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	回	—	0	1

◇進捗状況

地域生活支援拠点等の整備については、令和4年3月31日に設置し、令和4年度から運用を開始しています。

また、確保後の運用状況の検証及び検討については、令和5年度に運用を開始した前年度の検証を行いました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◇前期計画の目標

- 令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績（17人）の1.29倍にあたる**22人**としました。
- うち 就労移行支援事業を通じた移行者数は、令和元年度実績（12人）の1.33倍にあたる**16人**としました。
- 就労継続支援A型を通じた移行者数は、令和元年度実績（3人）の1.33倍にあたる**4人**としました。
- 就労継続支援B型を通じた移行者数は、令和元年度実績が0人であったため、**1人**を目標としました。
- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、**7割が就労定着支援事業を利用する**ことを目標としました。
- 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目標とするため、本市に**1か所**ある就労定着支援事業所の就労定着率が8割となることを目指すこととしました。

◇実績値

		単位	実績値		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
福祉施設から一般 就労への移行者数	全 体	人	35	26	26
	就労移行支援事業		27	21	21
	就労継続支援 A 型		7	4	4
	就労継続支援 B 型		0	0	1
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行 行者の就労定着支援事業利用数		人	25	26	21
	一般就労移行者全体に占める割合	%	71.4	100.0	80.8
就労定着支援事業所数		か所	1	1	1
	うち就労定着率が 8 割以上の事業所数		0	0	0

◇進捗状況

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度実績（17人）の1.29倍にあたる22人の目標設定に対し、令和5年度の実績（見込み）は26人（1.53倍）となりました。

利用事業の内訳別にみると、就労移行支援事業を通じた移行は目標16人に対し、実績

(見込み) は21人、就労継続支援A型を通じた移行は目標が4人に対し、実績(見込み) も同様の4人、就労継続支援B型を通じた移行は目標1人に対し、実績(見込み) も1人となり、目標を達成しました。

一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用している割合は、令和5年度では80.8%と目標の7割を超えています。

本市の就労定着支援事業所は1か所であるため、この事業所の就労定着率8割以上を目指しましたが、令和5年度の実績(見込み) では8割に満たない状況です。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

◇前期計画の目標

- 令和5年度末までに、包括圏域内のモデル地区において、**障害者相談支援センターを設置**し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしました。
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を**年間4件**行うこととしました。
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援を**年間12件**実施することとしました。
- 地域の相談機関との連携強化の取組を**年間12回**実施することとしました。

◇実績値

	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	2	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	10	8	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	10	8	12

◇進捗状況

瀬戸市障がい者相談支援センターが中心となり、総合的・専門的な相談支援を行っています。

また、専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組についても令和5年度は目標を達成しています。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◇前期計画の目標

- 愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修へ市町村職員が8人参加することを目標としました。
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を確保し、それに基づく会議を年1回実施することとしました。

◇実績値

		単位	実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数		人	10	18	14
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	—	無	無	有
	実施回数	回	0	0	1

◇進捗状況

愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修への参加人数は、8人の目標設定に対し、令和4年度は18人、令和5年度は14人と目標を上回っています。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、令和5年度より事業所や関係自治体等と体制を構築し、協議を実施しています。

(7) 障害児支援の提供体制の整備等

◇前期計画の目標

- 国の基本指針においては、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされていますが、本市では、障害児並びに発達障害及びその疑いのある児童の発達を総合的に支援するため、平成30年4月より「のぞみ学園」と「発達支援室」を統合し、瀬戸市児童発達支援センターを設置しているため、引き続き、関係機関と情報共有等の連携を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を目指すこととしました。
- 国の基本指針においては、令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされていますが、本市では、平成30年4月より瀬戸市児童発達支援センターにて実施しているため、機能の更なる充実を図ることとしました。
- 令和5年度末の「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所」の整備か所数を2か所としました。
- 令和5年度末の「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所」の整備か所数を5か所としました。
- 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を1か所設置することとしました。
- 令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを8人配置することとしました。

◇実績値

	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施の有無	有	有	有
主に重症心身障害児を支援する事業所の整備か所数	児童発達支援事業所	1	1	1
	放課後等デイサービス事業所	5	5	5
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置か所数	か所	1	1	1
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	人	6	8	10

◇進捗状況

児童発達支援センターに関しては、既に瀬戸市児童発達支援センターがあります。

また、保育所等訪問支援の実施は、瀬戸市児童発達支援センターにて行っています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、2か所の目標設定に対し、実績（見込み）は1か所となりました。また、放課後等デイサービス事業所については、目標の5か所を確保できています。

医療的ケア児支援のための協議の場は1か所設置しており、医療的ケア児等に関するコーディネーターも令和4年度には8人、令和5年度には10人設置しており、目標の8人を上回っています。

(8) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、実績値を総数でみると利用人数は減少傾向にありますが、利用時間は年度により増減がある状況です。

サービス別にみると、「居宅介護」は概ね計画通りに推移し、「重度訪問介護」は利用人数も減少傾向で推移し、特に利用時間は計画値を大幅に下回っています。

また、「行動援護」は計画値を下回っていますが、利用人数・利用時間ともに増加で推移し、「同行援護」は利用人数は減少傾向ですが、利用時間は年度によりバラつきがあり計画値の7～8割で推移しています。

■ 訪問系サービスの実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値 見込み	実績値 見込み	計画比(%)
居宅介護	人/月	132	138	104.5	132	136	103.0	132	131	99.2
	時間/月	1,385	1,375	99.3	1,385	1,485	107.2	1,385	1,431	103.3
重度訪問介護	人/月	5	5	100.0	5	4	80.0	6	3	50.0
	時間/月	464	80	17.1	468	105	22.4	509	39	7.7
行動援護	人/月	18	12	66.7	19	15	78.9	19	15	78.9
	時間/月	226	122	54.0	235	154	65.5	245	200	81.7
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	時間/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
同行援護	人/月	22	22	100.0	22	20	90.9	23	18	78.3
	時間/月	176	157	89.2	178	137	77.2	180	160	88.8
合 計	人/月	177	177	100.0	178	175	98.3	180	167	92.8
	時間/月	2,251	1,734	77.0	2,266	1,882	83.0	2,319	1,830	78.9

■ 市内事業所数

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値 見込み	実績値 見込み	計画比(%)
訪問系サービス	か所	61	68	111.5	61	70	114.8	61	66	108.2

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用日数は、「生活介護」「就労移行支援」「就労継続支援A型」で3か年ともに計画値を上回っています。

特に「生活介護」は利用人数も利用日数も増加で推移し、計画値を上回っています。

また、「就労継続支援A型」は利用人数が横ばいであるものの、利用日数は年々増加しています。

■ 日中活動系サービスの実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
療養介護	人/月	8	10	125.0	10	10	100.0	12	10	83.3
生活介護	人/月	246	260	105.7	250	270	108.0	254	272	107.1
	人日/月	4,791	4,910	102.5	4,872	5,137	105.4	4,950	5,338	107.8
短期入所(福祉型)	人/月	55	41	74.5	57	49	86.0	58	47	81.0
	人日/月	146	127	86.8	146	160	109.5	146	175	120.1
短期入所(医療型)	人/月	11	7	63.6	12	7	58.3	12	10	83.3
	人日/月	21	12	55.6	23	12	50.7	27	20	74.1
自立訓練(機能訓練)	人/月	4	3	75.0	5	5	100.0	6	4	66.7
	人日/月	40	5	12.3	50	16	31.8	60	33	55.0
自立訓練(生活訓練)	人/月	16	29	181.3	19	25	131.6	23	18	78.3
	人日/月	131	176	134.0	154	132	85.8	181	106	58.8
就労移行支援	人/月	61	67	109.8	75	75	100.0	94	55	58.5
	人日/月	583	632	108.4	667	704	105.6	763	793	103.9
就労継続支援(A型)	人/月	120	123	102.5	127	124	97.6	134	125	93.3
	人日/月	1,747	1,949	111.5	1,837	2,024	110.2	1,941	2,130	109.7
就労継続支援(B型)	人/月	186	182	97.8	200	220	110.0	214	217	101.4
	人日/月	2,905	2,830	97.4	3,113	3,320	106.6	3,336	3,661	109.7
就労定着支援	人/月	23	25	108.7	31	26	83.9	42	21	50.0

■ 市内事業所数

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
療養介護	か所	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
生活介護	か所	9	10	111.1	9	13	144.4	9	13	144.4
短期入所(福祉型)	か所	5	6	120.0	6	6	100.0	6	6	100.0

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
短期入所(医療型)	か所	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
自立訓練(機能訓練)	か所	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
自立訓練(生活訓練)	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
就労移行支援	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
就労継続支援(A型)	か所	2	2	100.0	2	3	150.0	2	3	150.0
就労継続支援(B型)	か所	10	11	110.0	11	12	109.1	12	12	100.0
就労定着支援	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0

③ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）は、障害者が地域で暮らすうえで重要なサービスであり、親なき後を見据えた生活の場としてのニーズも高いため、整備が進められたことから、利用者数は年々増加し、計画値を大きく上回っています。

■ 居住系サービスの実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
共同生活援助(グループホーム)	人/月	117	137	117.1	129	160	124.0	142	163	114.8
施設入所支援	人/月	72	71	98.6	72	71	98.6	71	71	100.0
自立生活援助	人/月	2	0	0.0	2	0	0.0	2	2	100.0

■ 市内事業所数

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
共同生活援助(グループホーム)	か所	8	9	112.5	8	11	137.5	9	12	133.3
施設入所支援	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
自立生活援助	か所	0	0	0.0	0	1	0.0	0	1	0.0

④ 相談支援

計画相談支援については、利用者数は増加傾向にあるものの、計画値より少ない状況です。

■ 相談支援の実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
計画相談支援	人/月	70	54	77.1	80	58	72.5	90	81	90.0
地域移行支援	人/月	1	0	0.0	1	2	200.0	1	1	100.0
地域定着支援	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

■ 市内事業所数

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
計画相談支援	か所	5	5	100.0	5	4	80.0	5	4	80.0
地域移行支援	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
地域定着支援	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0

(9) 障害児支援

「放課後等デイサービス」については、利用者数・利用日数ともに増加で推移しており、計画値を大きく上回っています。

「障害児相談支援」は計画値を下回るものの、利用者は年々増加傾向にあります。

■ 障害児支援の実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
児童発達支援	人/月	82	100	122.0	91	91	100.0	101	69	68.3
	人日/月	960	920	95.9	1,065	832	78.1	1,183	758	64.1
放課後等デイサービス	人/月	264	301	114.0	277	309	111.6	291	343	117.9
	人日/月	3,148	3,590	114.1	3,423	3,801	111.0	3,723	4,150	111.5
保育所等訪問支援	人/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	人日/月	2	1	66.7	2	4	187.5	2	5	230.0



サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
医療型児童発達支援	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	人日/月	7	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	人日/月	10	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0
障害児相談支援	人/月	33	26	78.0	38	28	72.4	43	37	86.5

■ 市内事業所数

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
児童発達支援	か所	6	6	100.0	7	7	100.0	8	8	100.0
放課後等デイサービス	か所	21	23	109.5	23	22	95.7	25	23	92.0
保育所等訪問支援	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
医療型児童発達支援	か所	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	か所	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
障害児相談支援	か所	3	3	100.0	3	2	66.7	3	2	66.7

■ コーディネーター配置の実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	6	6	100.0	7	8	114.3	8	10	125.0

(10) 地域生活支援事業

必須事業では、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」は計画通りの実施状況となっています。

「成年後見制度利用支援事業」の利用人数は、令和5年度は17人となり増加傾向であるものの、計画値を下回っています。

「意思疎通支援事業」の手話通訳者派遣事業は令和4年度以降に大きく増加しています。

「日常生活用具給付等事業」の排せつ管理支援用具は、利用件数が増加で推移し、計画値も上回っています。

「移動支援事業」は計画値を下回っているものの、年々利用者数・利用時間ともに増加で推移しています。

「地域活動支援センター事業」の利用日数は、令和3年度・令和4年度で計画値を上回っています。

任意事業では、「日中一時支援事業」は事業所数が計画値を上回り整備されていることから、令和5年度は利用人数・利用日数ともに計画値を上回っています。

「訪問入浴サービス事業」の利用者数は計画値に満たないものの、年々増加で推移しています。

■ 必須事業の実績評価

サービス		令和３年度			令和４年度			令和５年度			
		計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値 見込み	計画比 (%)	
理解促進研修・啓 発事業		有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
自発的活動支援 事業		有無	無	無	—	無	無	—	有	無	—
相談支援事業	一般相談支援 事業	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	基幹相談支援 センター	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
	基幹相談支援 センター等機 能強化事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
	住宅入居等支 援事業（居住 ホーム事業）	有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—
成年後見制度 利用支援事業		人/年	16	9	56.3	18	7	38.9	20	17	84.0
成年後見制度法人 後見支援事業		有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
意思疎通支援事業	手話通訳者派 遣事業	件/年	135	110	81.5	135	157	116.3	135	149	110.2
	要約筆記者派 遣事業	件/年	16	4	25.0	16	15	93.8	16	21	131.3
	手話通訳者設 置事業	人/年	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0



サービス			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件/年	9	8	88.9	9	9	100.0	10	5	48.0
	自立生活支援用具	件/年	17	16	94.1	18	15	83.3	18	14	80.0
	在宅療養等支援用具	件/年	47	26	55.3	53	21	39.6	60	14	24.0
	情報・意思疎通支援用具	件/年	20	12	60.0	22	23	104.5	23	31	135.7
	排せつ管理支援用具	件/年	1,679	1,774	105.7	1,714	1,783	104.0	1,750	2,268	129.6
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	6	300.0	2	4	200.0	2	7	360.0
手話奉仕員養成研修事業		人/年	20	11	55.0	20	11	55.0	20	14	70.0
移動支援事業		人/年	895	663	74.1	895	730	81.6	895	814	90.9
		時間/年	5,984	4,070	68.0	5,984	4,706	78.6	5,984	5,928	99.1
地域活動支援センター事業		か所	3	4	133.3	3	4	133.3	3	4	133.3
		人/年	955	905	94.8	955	938	98.2	955	850	89.0
		人日/年	16,503	17,865	108.3	16,503	18,528	112.3	16,503	15,182	92.0

■ 任意事業の実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
日中一時支援事業	か所	4	5	125.0	4	7	175.0	4	7	175.0
	人/年	1,164	1,018	87.5	1,164	1,128	96.9	1,164	1,294	111.1
	人日/年	12,265	11,701	95.4	12,265	12,556	102.4	12,265	14,350	117.0
訪問入浴サービス事業	人/年	174	135	77.6	180	155	86.1	186	168	90.3
	人日/年	1,130	1,031	91.2	1,264	1,214	96.0	1,413	1,210	85.6
レクリエーション活動等支援事業	回/年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
社会参加促進事業	団体	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
点字・声の広報等発行事業(発行回数)	回/年	24	24	100.0	24	12	50.0	24	12	50.0
自動車運転免許取得助成事業	件/年	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
自動車改造助成事業	件/年	5	2	40.0	5	2	40.0	5	3	60.0

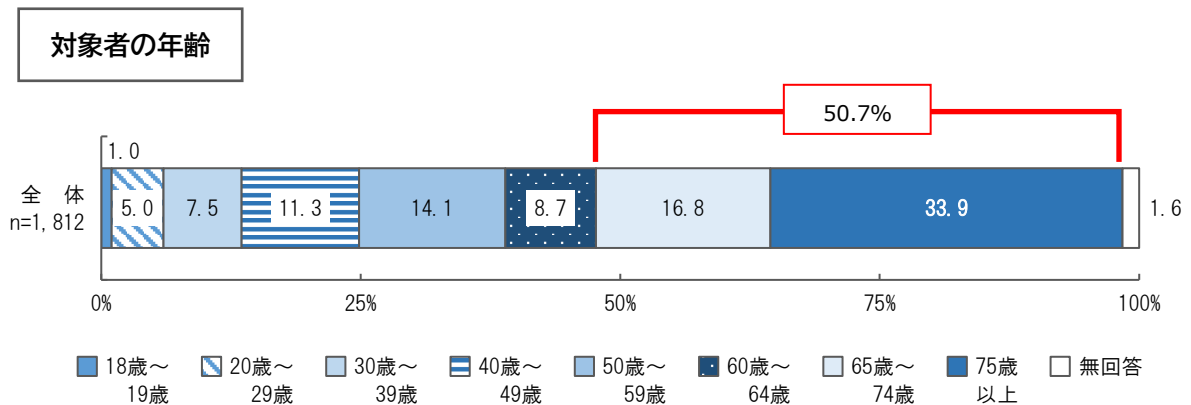
6 アンケート調査からみる現状と課題

(1) 調査結果

グラフ中の や ➡ のマーク等は分析コメントと関連する箇所となっています。
また、①は最も多い回答、②は二番目に多い回答となっています。

① 対象者の状況（障害者）

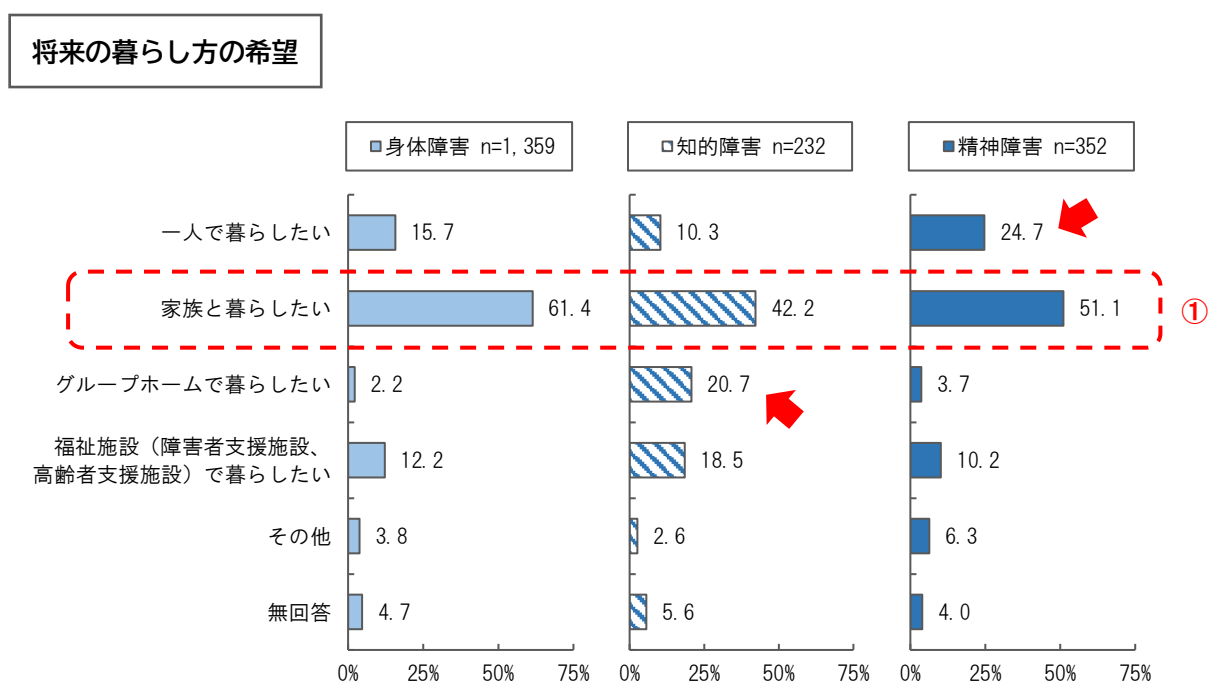
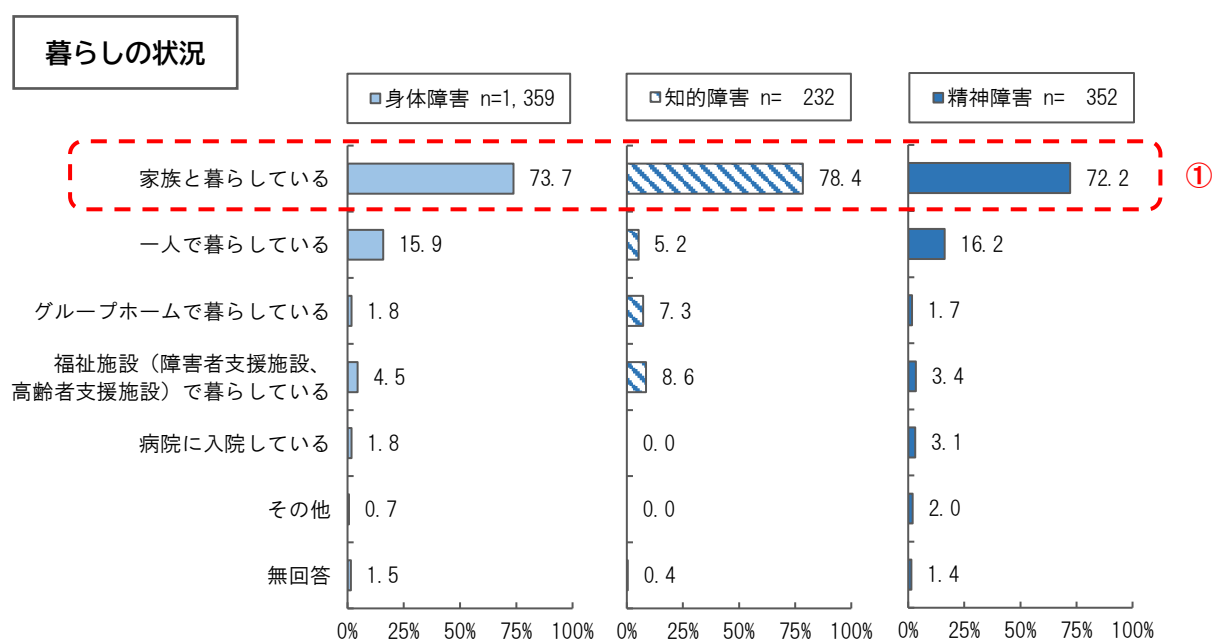
対象者の年齢は、18歳以上の障害者のうち50.7%の方が「65歳以上」と回答しており、高齢の障害のある人の割合が半数を占める。



② 住まいや暮らし（障害者・障害児）

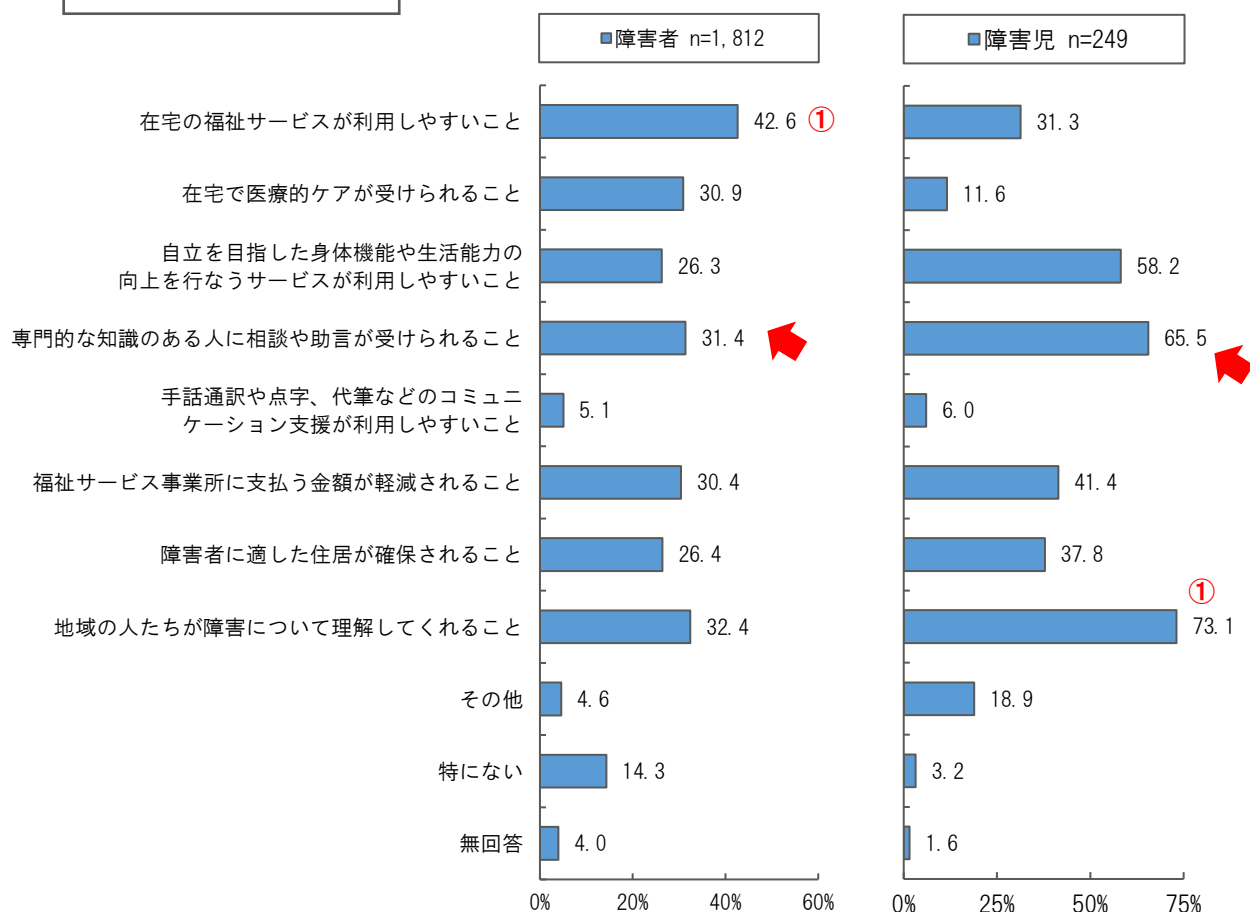
障害者の調査結果から、現在の暮らしの状況については、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「家族と暮らしている」とする回答が最も多く、将来においても「家族で暮らしたい」とする回答が最も多かったことから、『障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための体制の整備』が求められる。

加えて、知的障害では「グループホームで暮らしたい」、精神障害では「一人で暮らしたい」の回答も多かった。



また、地域で生活するために必要なことは、障害者の調査結果では「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」、障害児の調査結果では「地域の人たちが障害について理解してくれること」とする回答が最も多い。また、「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が障害者、障害児ともに回答が多い。こうした結果から、『福祉サービスの充実』と『障害理解の促進』及び『相談体制の充実』が求められている。

地域生活に必要なこと



③ 外出の状況（障害者・障害児）

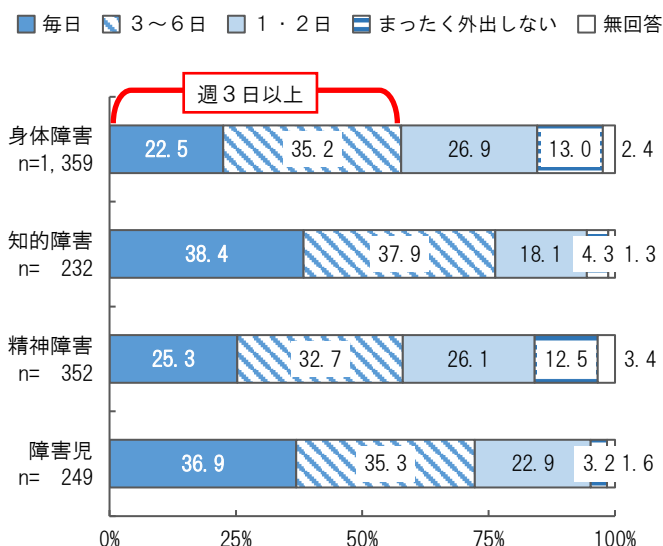
障害者の調査結果から、1週あたりの外出頻度は、身体障害及び精神障害では「3～6日」、知的障害では「毎日」とする回答が最も多く、特に知的障害は週3日以上外出する方が約8割と多い。

また、知的障害の外出時の主な同伴者は「父母」とする回答が最も多い。

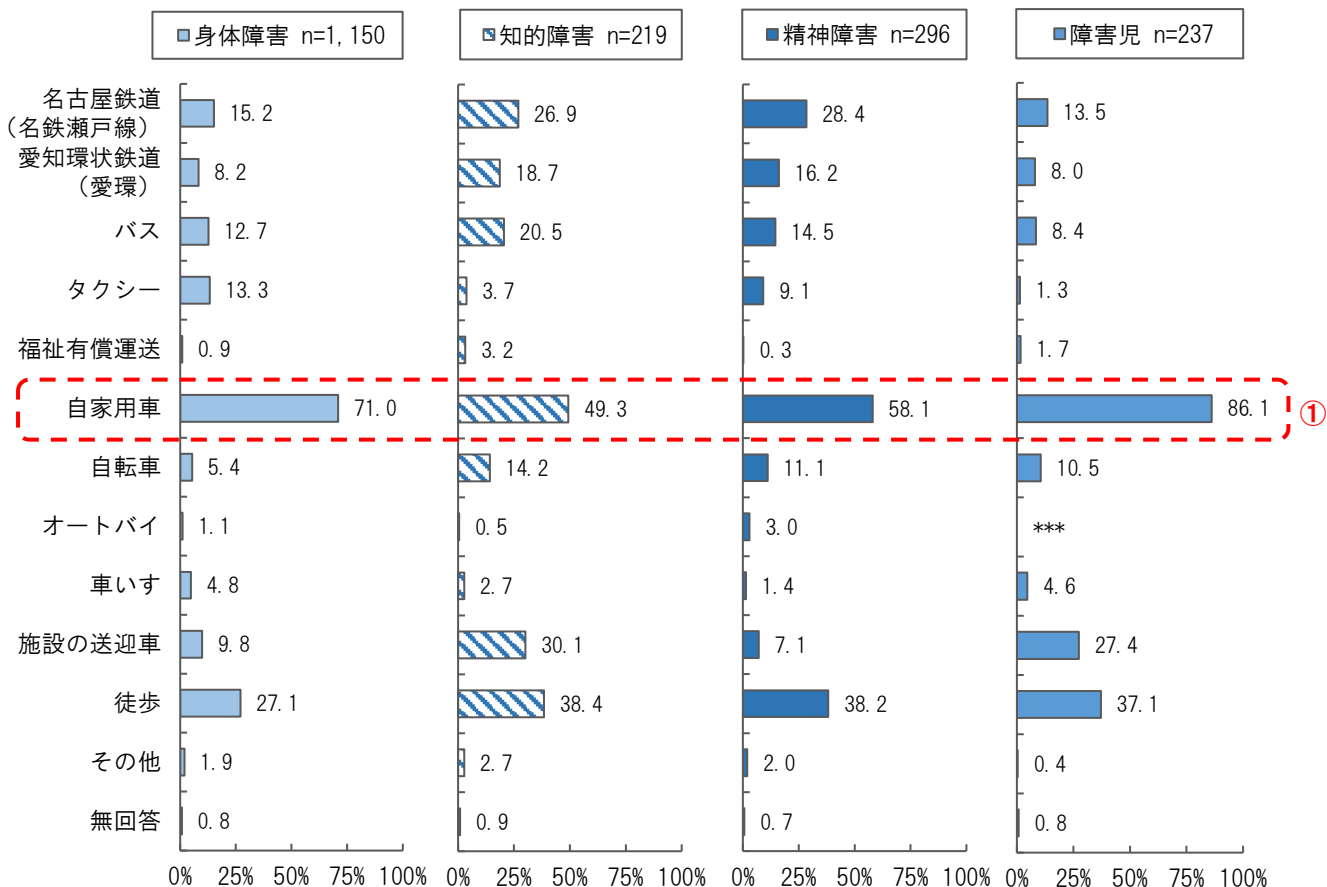
加えて、外出する際の主な移動手段は、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「自家用車」とする回答が最も多いことから、外出時の家族の負担軽減のため、様々な支援策が求められる。

障害児の調査結果においても、週3日以上以上の外出は7割以上、外出する際の主な移動手段は「自家用車」とする回答が最も多いことから、障害者と同様の結果となった。

1週あたりの外出頻度



移動手段

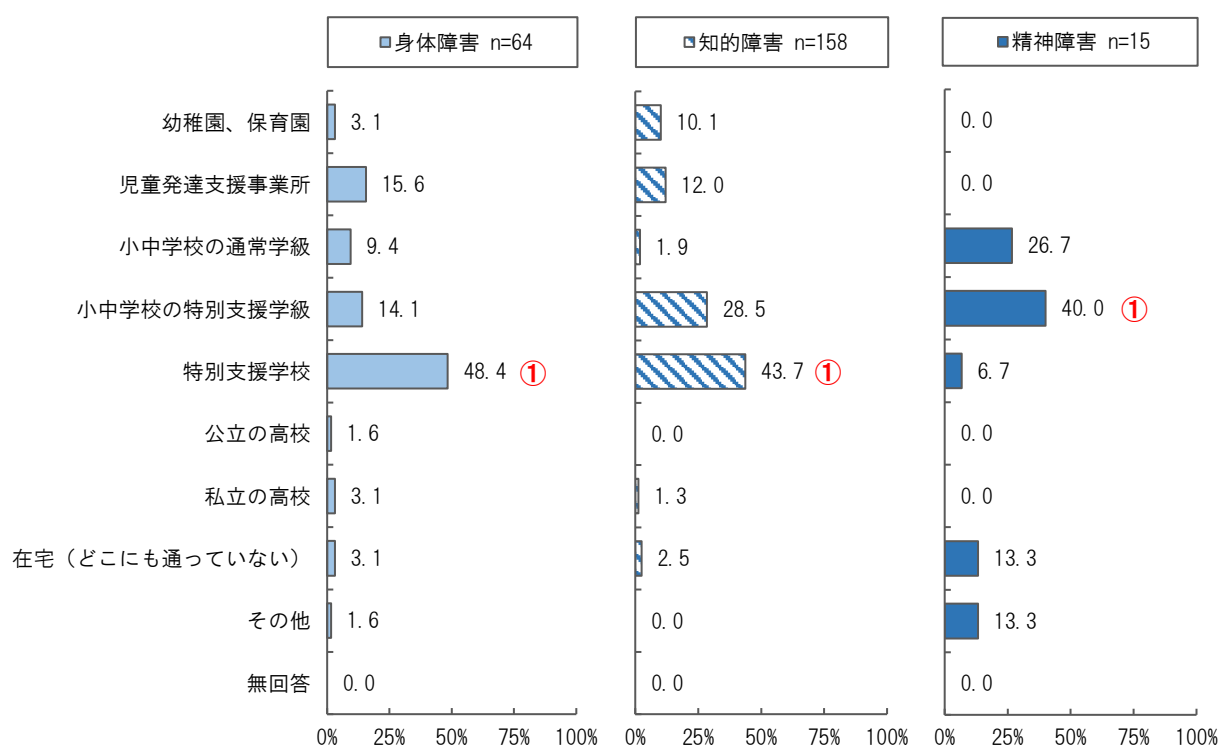


④ 日中活動や学校生活（障害児）

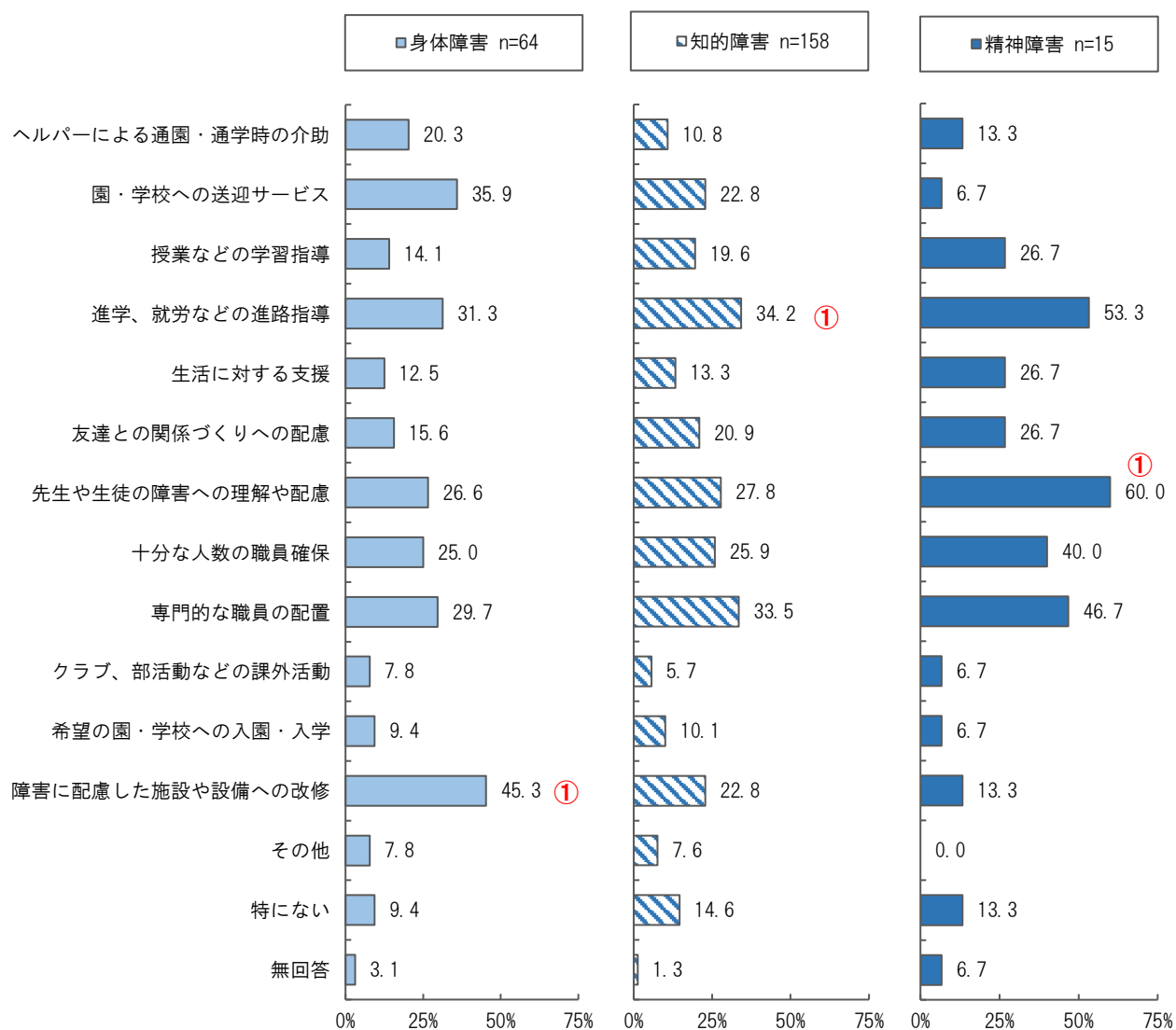
日中の過ごし方は、身体障害及び知的障害では「特別支援学校」、精神障害では「小中学校の特別支援学級」とする回答が最も多かった。

また、園や学校で充実を望むことは、身体障害では「障害に配慮した施設や設備への改修」、知的障害では「進学、就労などの進路指導」、精神障害では「先生や生徒の障害への理解や配慮」とする回答が最も多いことから、『学校のバリアフリー化』、『進学・就労などの進路相談』及び『学校での障害理解教育の実施』が求められる。

日中の過ごし方



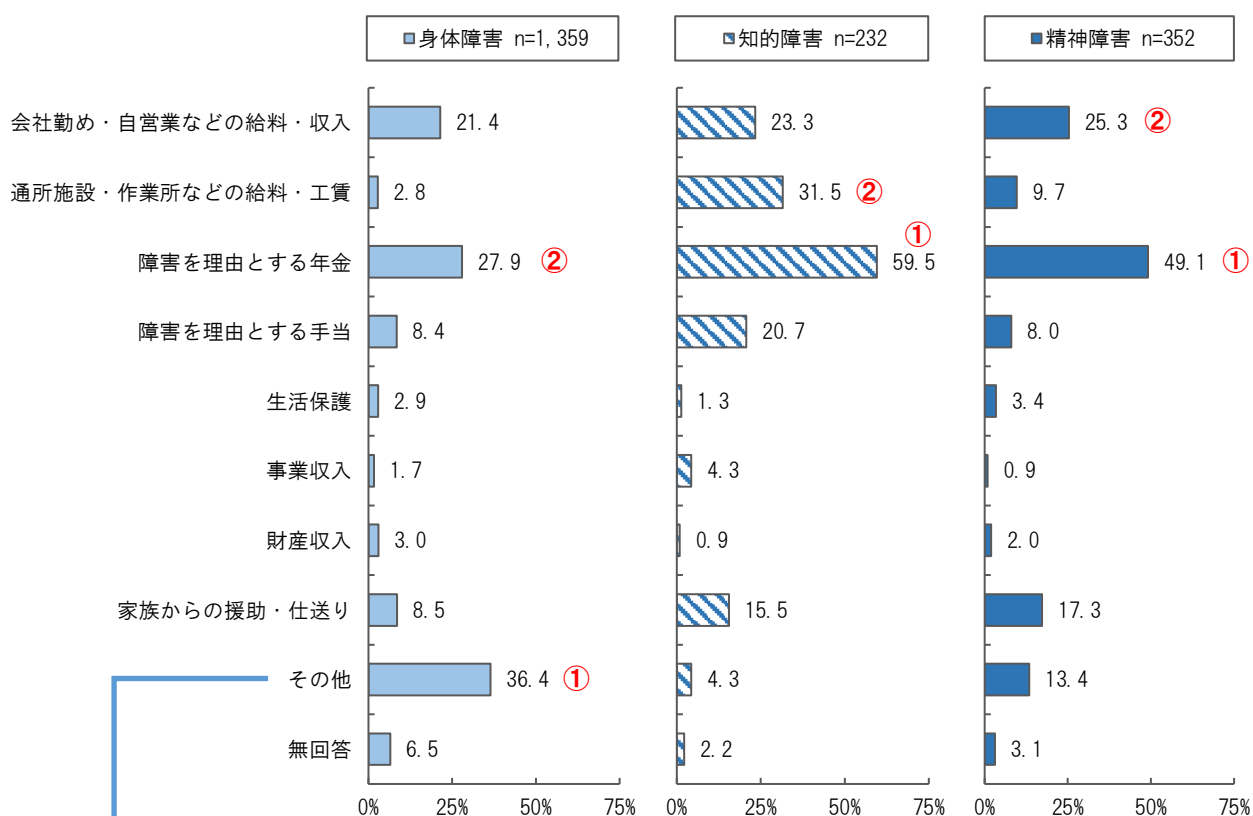
園や学校で充実を望むこと



⑤ 収入（障害者）

主な収入は、身体障害では「障害年金以外の年金」、知的障害及び精神障害は「障害年金」とする回答が最も多く、次いで身体障害では「障害年金」、知的障害では「通所施設、作業所などからの収入」、精神障害では「会社勤め・自営業などの給料・収入」とする回答が多かった。

主な収入源



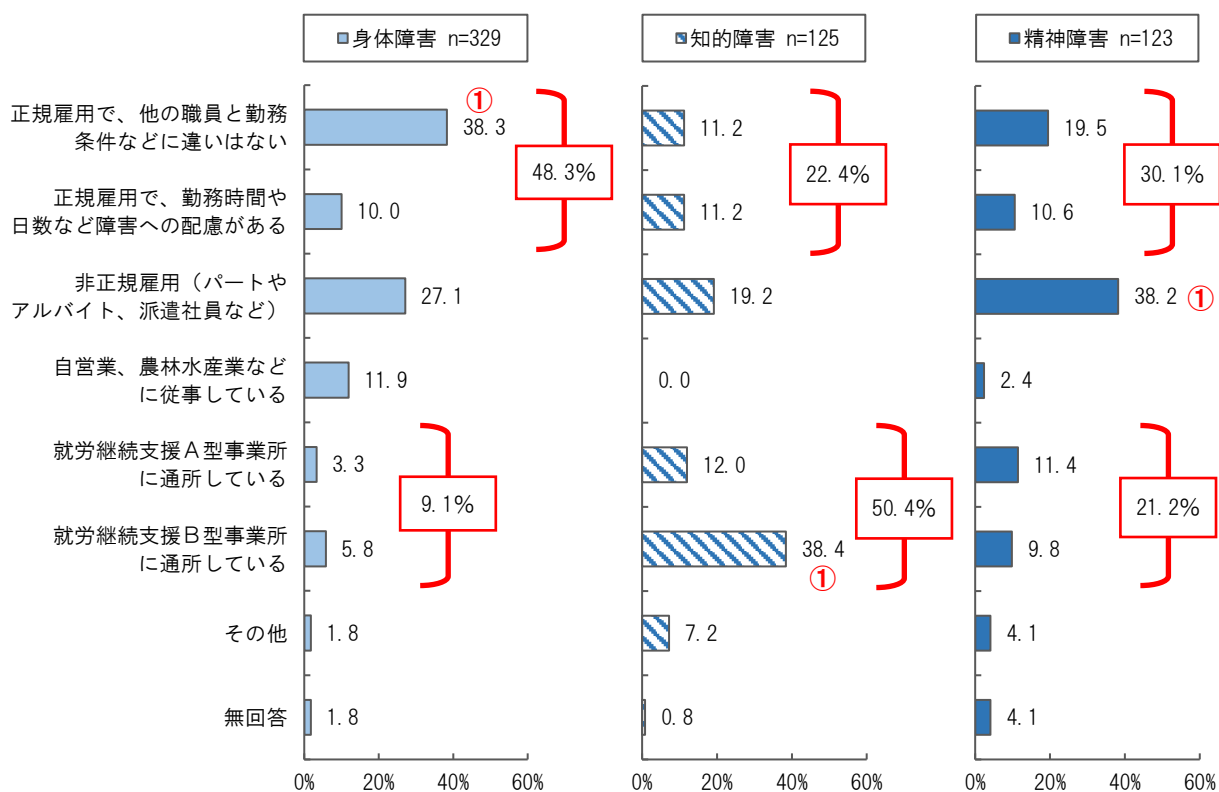
身体障害の「その他」回答者は495人、その内438人は「障害年金以外の年金」と回答している。全体（1,359人）に占める割合は32.2%となる。

⑥ 就労（障害者）

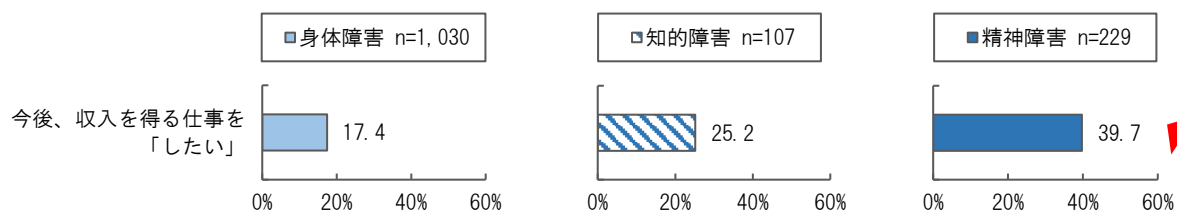
勤務形態は、身体障害では「正規雇用」、知的障害では「就労支援サービスへの通所」、精神障害は「非正規雇用」とする回答が最も多かった。また、現在就労していないが、今後収入を得る仕事を「したい」とする回答は、精神障害で最も多い。

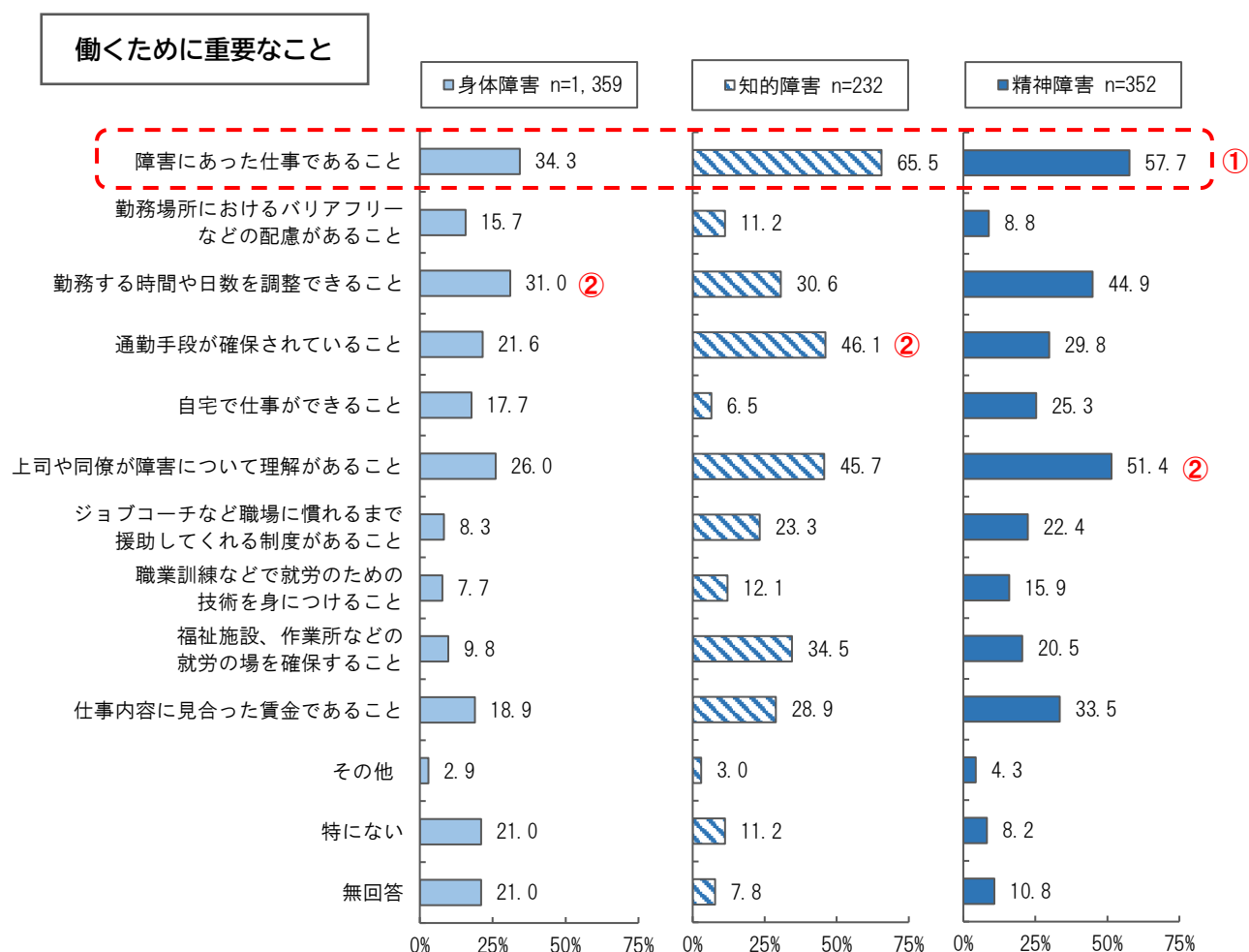
働くために重要なことは、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「障害にあった仕事であること」とする回答が最も多く、次いで身体障害では「勤務する時間や日数を調整できること」、知的障害では「通勤手段が確保されていること」、精神障害では「上司や同僚が障害について理解があること」とする回答が多かったことから、『障害にあった就労の確保』や『通勤や労働条件への配慮』、『職場の障害理解の促進』及び『雇用につながる支援』が求められている。

勤務形態



今後の就労意向





⑦ 障害福祉サービスなど（障害者・障害児）

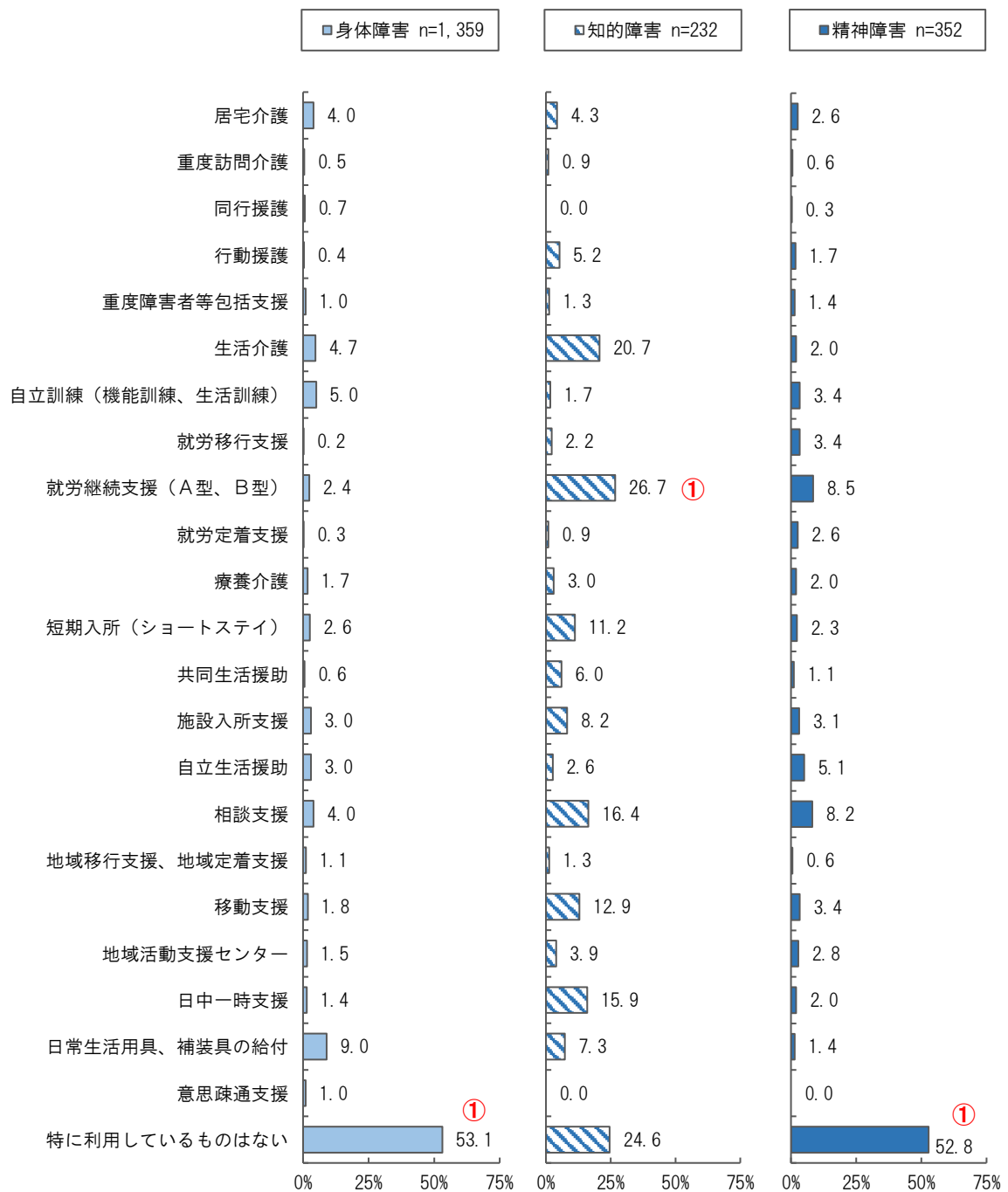
障害者の調査結果から、現在利用している福祉サービスは、身体障害・精神障害では「特に利用しているものはない」、知的障害では「就労継続支援（A型、B型）」とする回答が最も多かった。

また、今後利用したいサービスは、身体障害では「特になし」、知的障害では「グループホームなどで共同生活を行うサービス」、精神障害では「就労に必要な知識や能力訓練、就労機会の提供を行うサービス」とする回答が最も多かった。

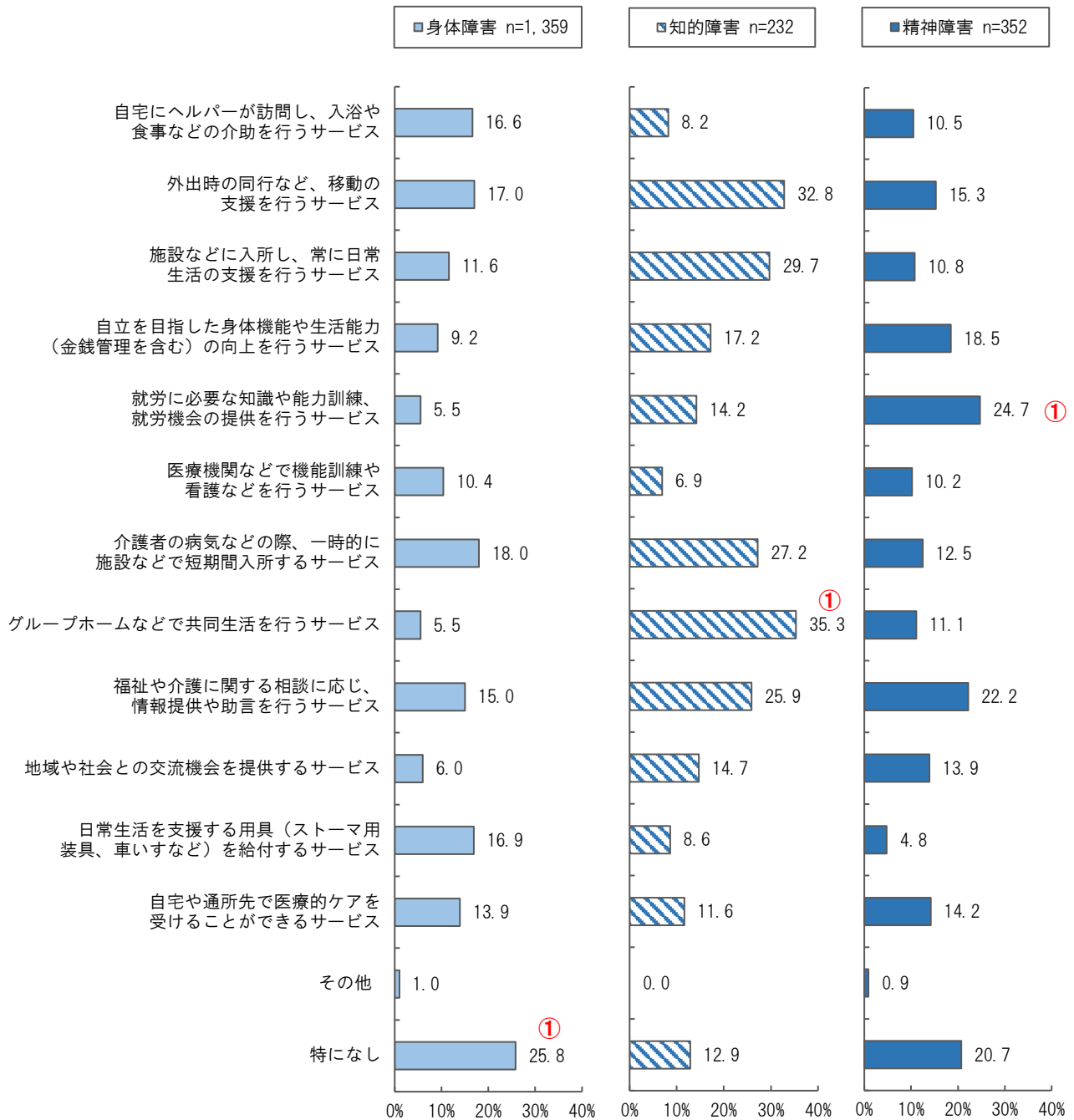
そして、障害者支援として充実すべきことは、身体障害では「通院・治療のための医療費の助成」、知的障害では「グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備」、精神障害では「障害者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」とする回答が最も多いことから、『支援者亡き後を見据えたグループホームなどの生活の場の確保』や『就労を含めた社会活動を促進するための支援』が求められている。

障害児の調査結果から、障害児支援として充実すべきことは、身体障害及び知的障害では「学校卒業後に利用する福祉施設の充実」、精神障害では「学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実」が最も多くなっていることから、『学校卒業後にサービスの不足が生じないための支援』が求められている。

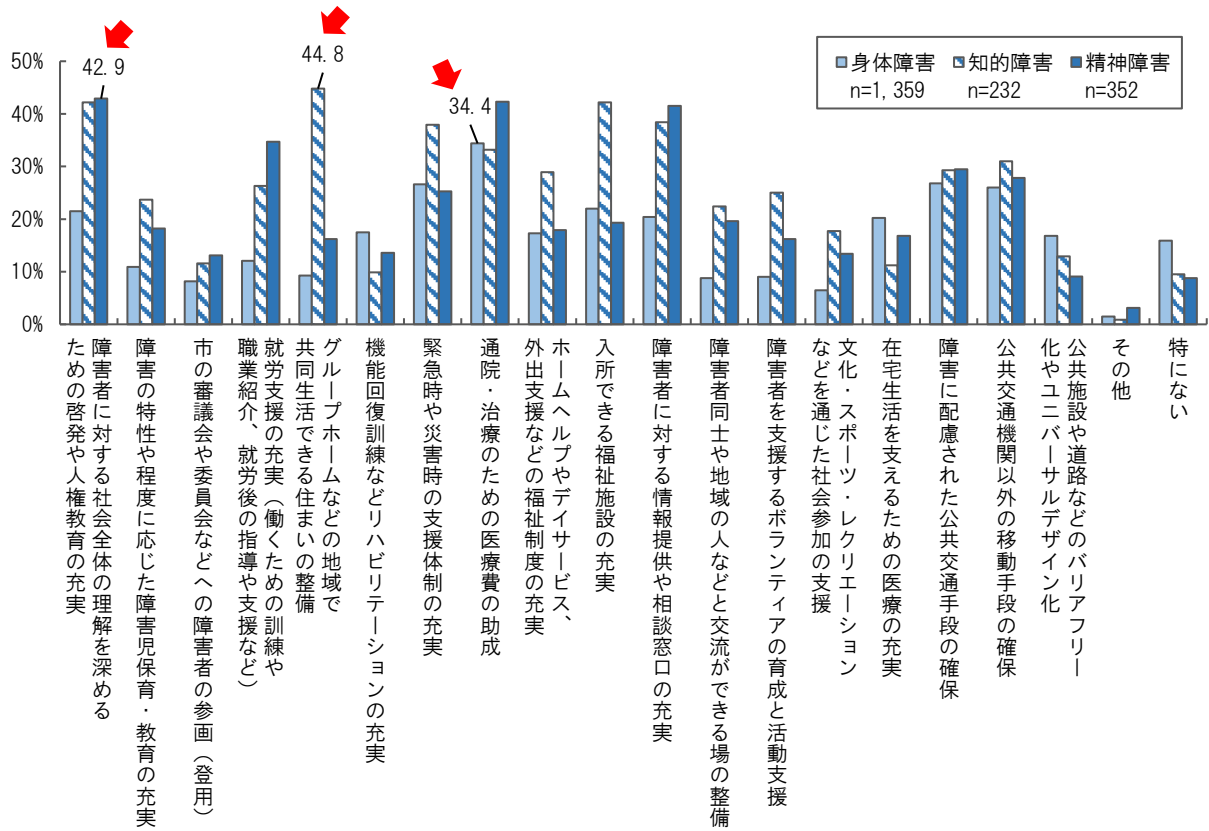
現在利用している障害福祉サービス



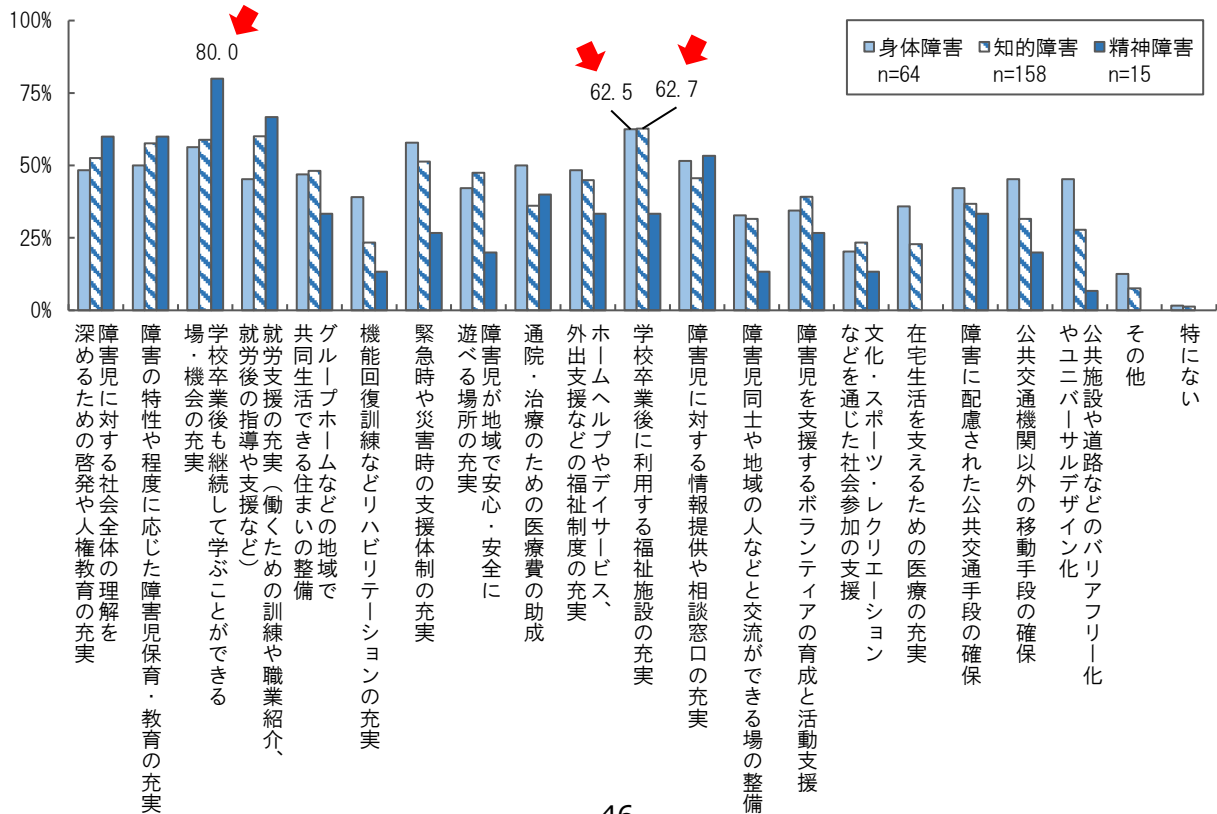
今後利用したいサービス



障害者支援として充実すべきこと



障害児支援として充実すべきこと



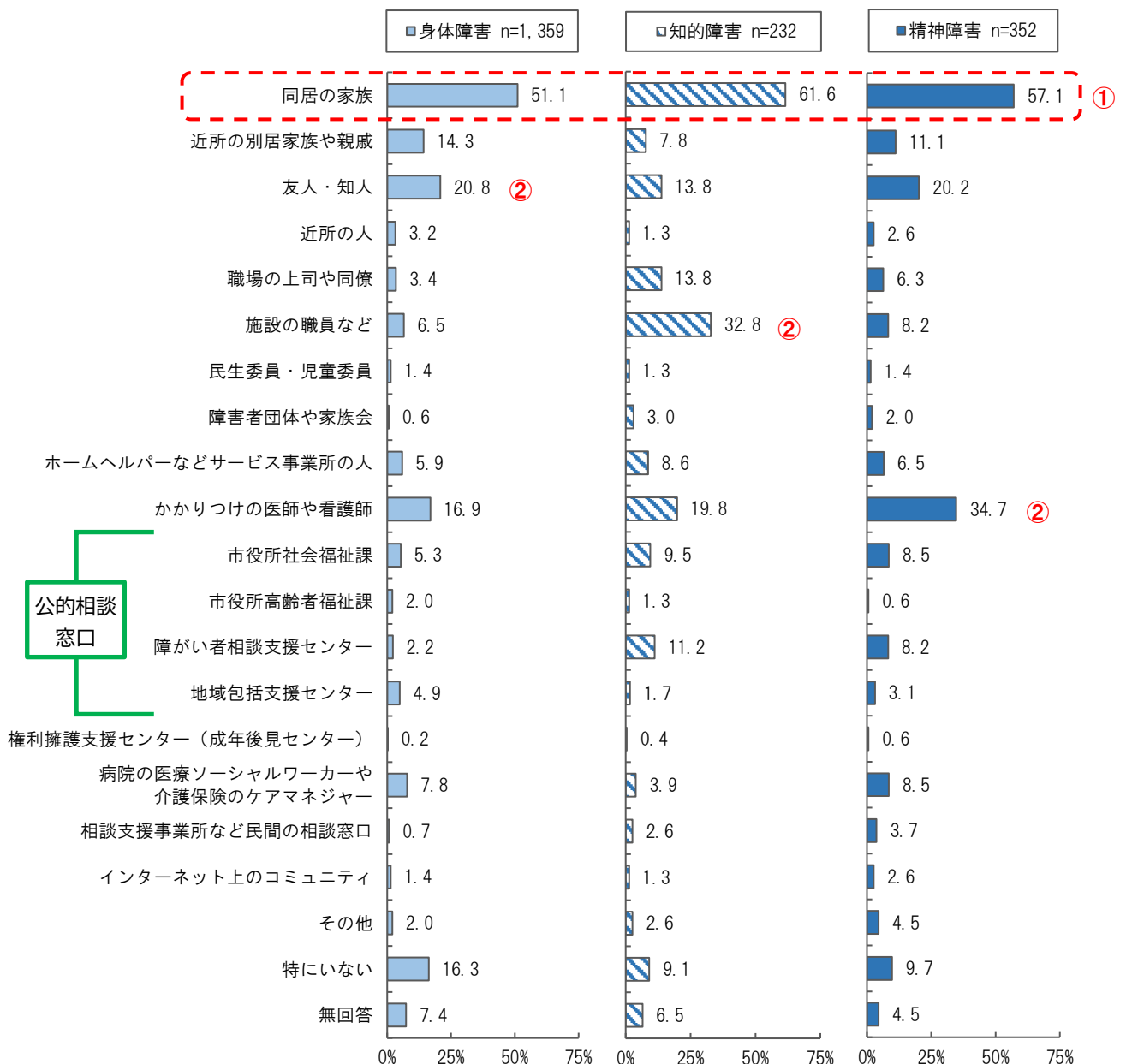
⑧ 相談相手・情報（障害者・障害児）

悩みや困りごとの相談相手は、障害者の調査結果から、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「同居の家族」が最も多く、次いで身体障害では「友人・知人」、知的障害では「施設の職員など」、精神障害では「かかりつけの医師や看護師」と身近な相手が多く、公的機関への相談は1割前後にとどまっている。

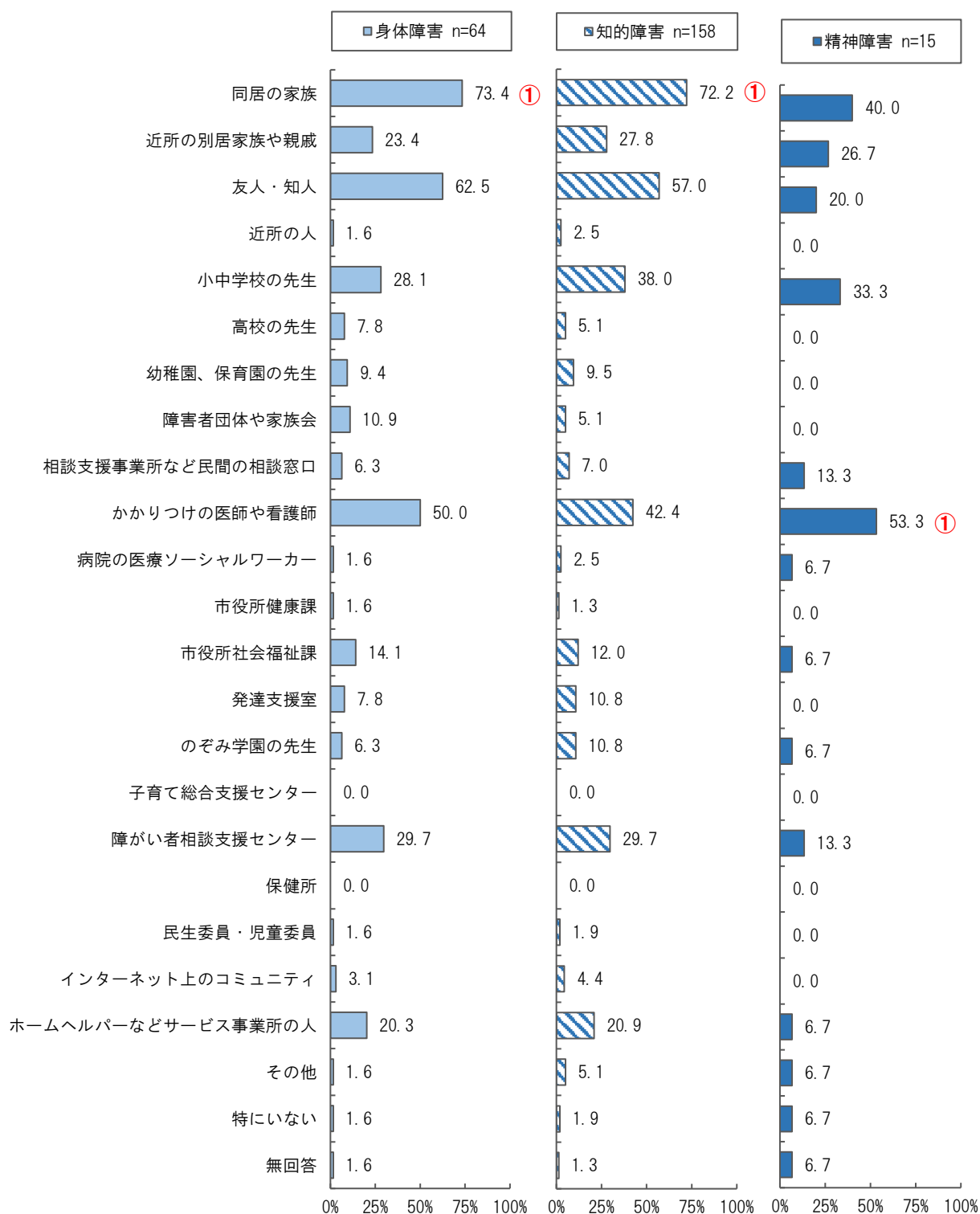
このことから、『身近に（いつでも）相談ができる体制整備』が求められており、また、“真に効果のある障害者施策”の相談分野において「障がい者相談支援センター」の体制拡充が図られていることを踏まえ、『相談場所の周知』も必要である。

また、障害児の調査結果から、身体障害及び知的障害では「同居の家族」、精神障害では「かかりつけの医師や看護師」とする回答が最も多かった。

悩みや困りごとの相談相手（障害者調査）

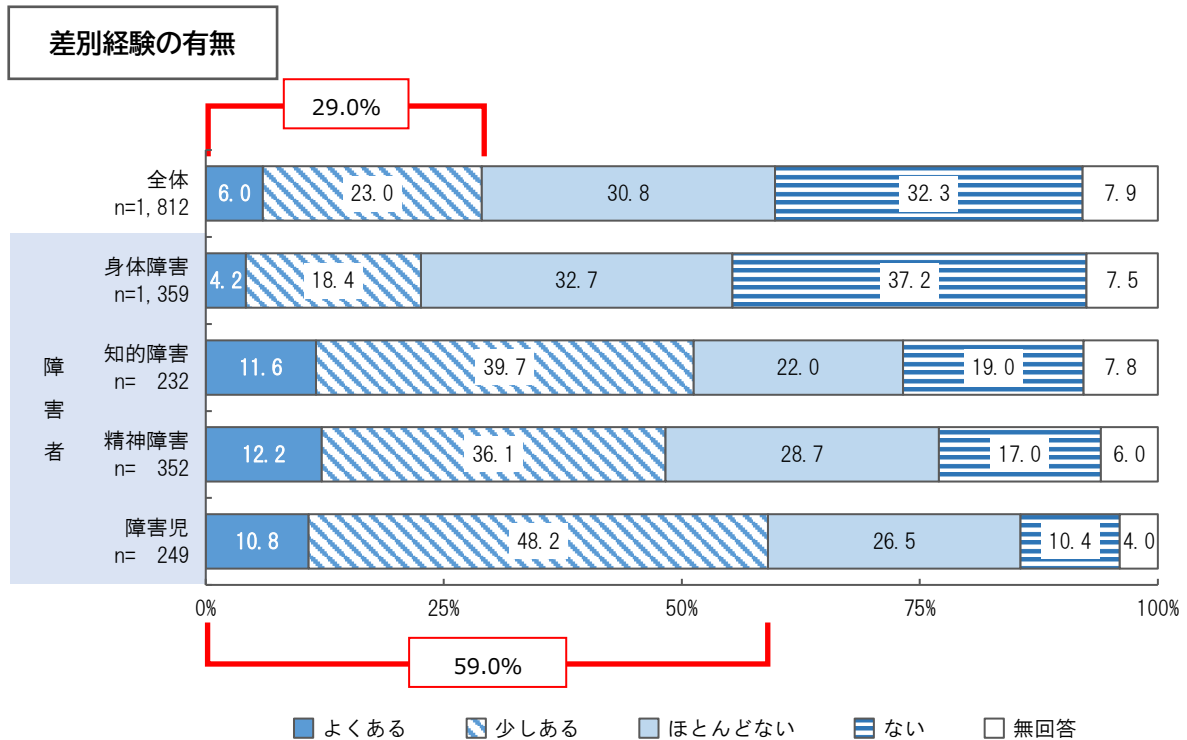


悩みや困りごとの相談相手（障害児調査）



⑨ 権利擁護（障害者・障害児）

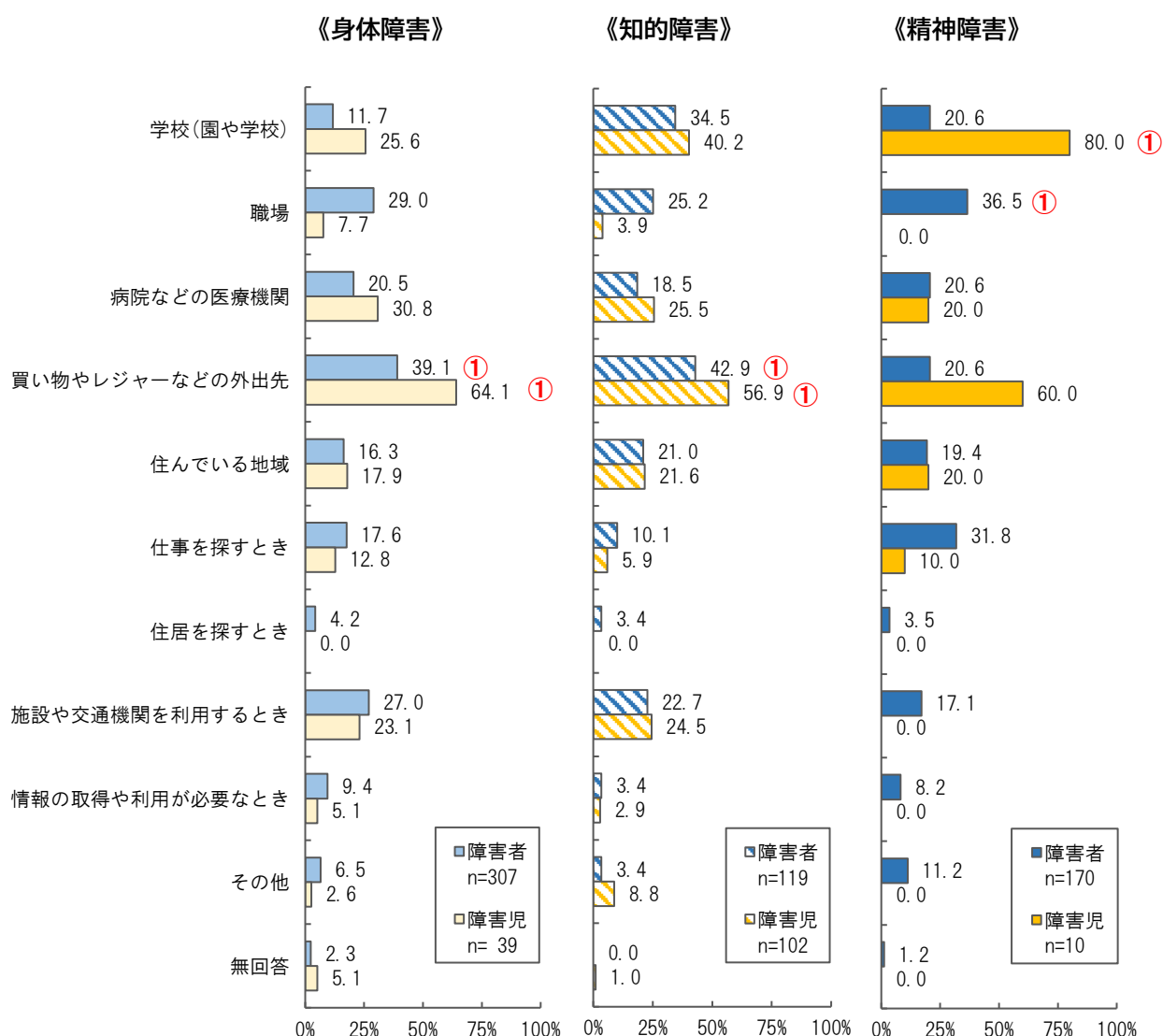
障害者の29.0%、障害児の59.0%の方が、障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをする（した）ことが「よくある」又は「少しある」と回答した。また、身体障害に比べ知的障害・精神障害で多いことから、見た目にはわかりにくい障害への理解が進んでいない現状がうかがえる。



さらに、差別を受けたり嫌な思いをした場所や場面は、身体障害及び知的障害では障害者・障害児の調査結果からも「買い物やレジャーなどの外出先」、精神障害では障害者の調査結果から「職場」、障害児の調査結果から「園や学校」とする回答が最も多かった。

その他、「施設や交通機関を利用するとき」や「仕事を探するとき」とする回答も多く、『障害者に対する社会全体の理解を深めるための啓発』及び『人権教育の充実』が求められている。

差別等を受けた場所や場面

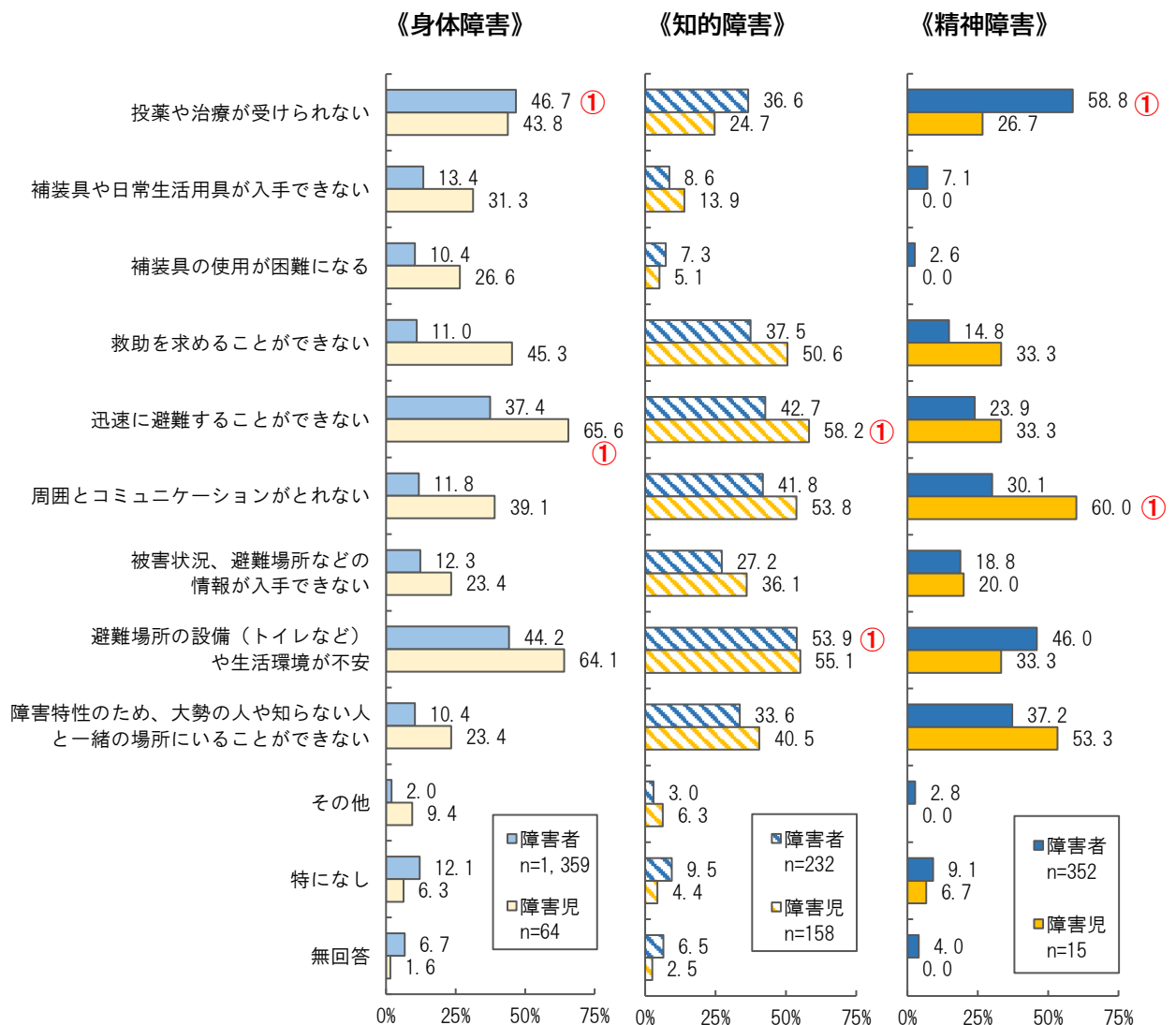


⑩ 災害時の避難（障害者・障害児）

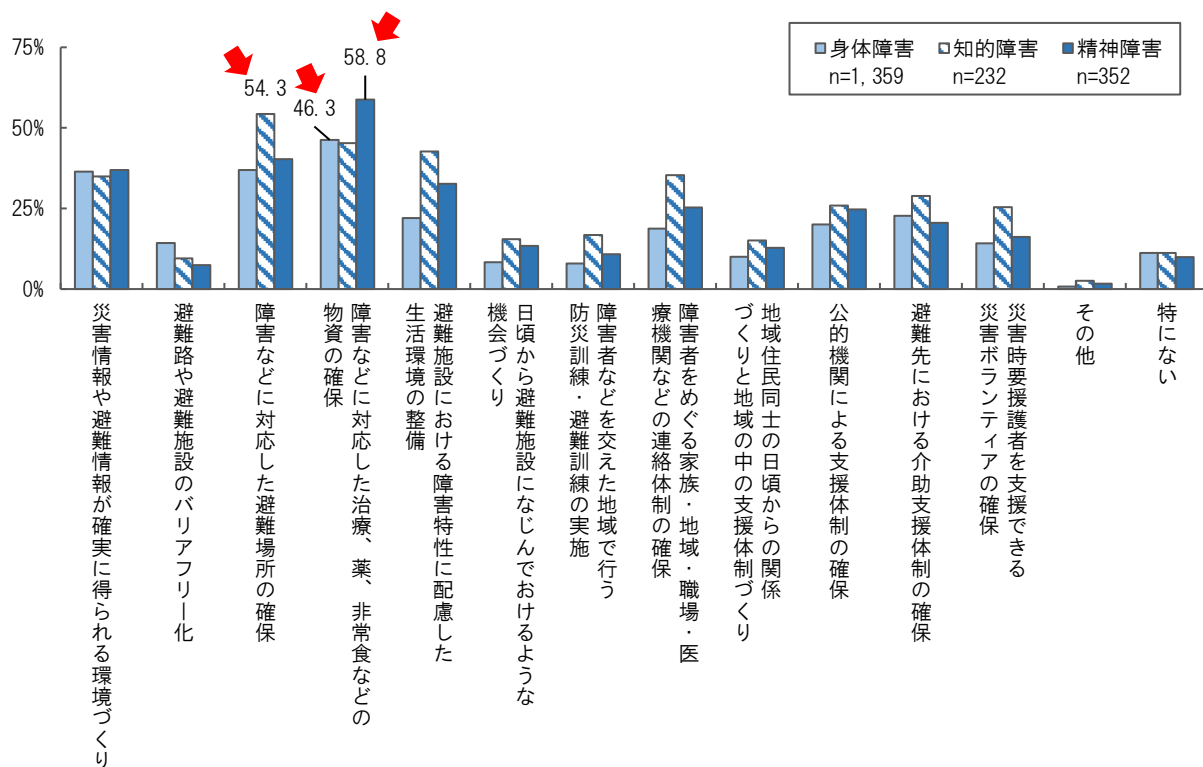
災害に関する不安は、障害者の調査結果から、身体障害及び精神障害では「投薬や治療が受けられない」、知的障害では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」とする回答が最も多かった。障害児の調査結果から、身体障害及び知的障害では「迅速に避難することができない」、精神障害では「周囲とコミュニケーションがとれない」とする回答が最も多かった。

災害時の避難に関して市や地域に求める支援や配慮は、身体障害・精神障害では「障害などに対応した治療、薬、非常食などの物資の確保」、知的障害では「障害などに対応した避難場所の確保」とする回答が最も多い。また、障害児の調査結果から、身体障害及び知的障害では「障害などに対応した避難場所の確保」、精神障害では「避難施設における障害特性に配慮した生活環境の整備」とする回答が最も多い。こうした結果から、『自宅や避難所で安心して避難ができる環境の整備』が求められている。

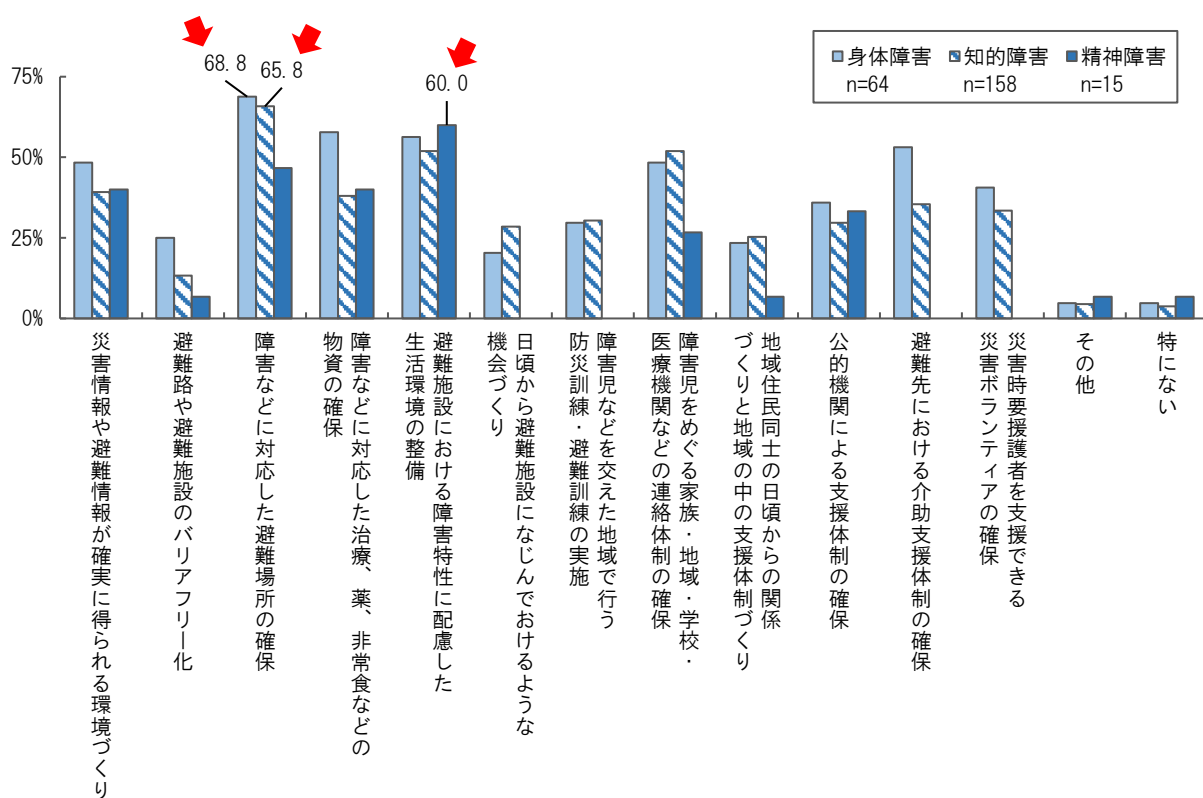
災害に関する不安



災害時の避難等に求める支援や配慮（障害者調査）



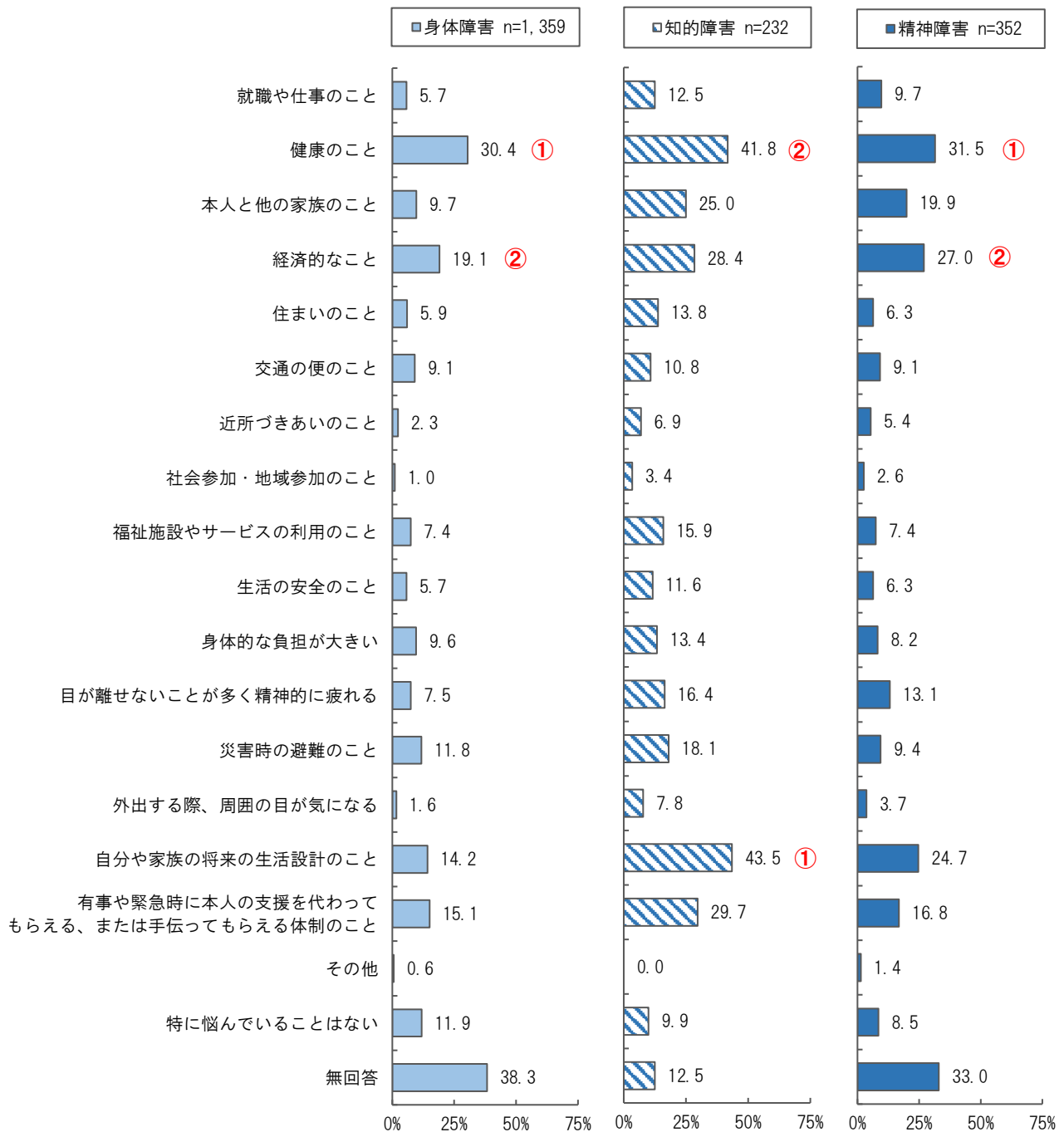
災害時の避難等に求める支援や配慮（障害児調査）



⑪ 主な介助者・支援者への支援（障害者）

介助者・支援者自身が悩んでいることは、身体障害及び精神障害では「健康のこと」、知的障害では「自分や家族の将来の生活設計のこと」とする回答が最も多く、次いで身体障害及び精神障害では「経済的なこと」、知的障害では「健康のこと」が多いことから、『介助者・支援者の健康維持への支援』や『将来、支援者亡き後の不安を解消する施策』が求められている。

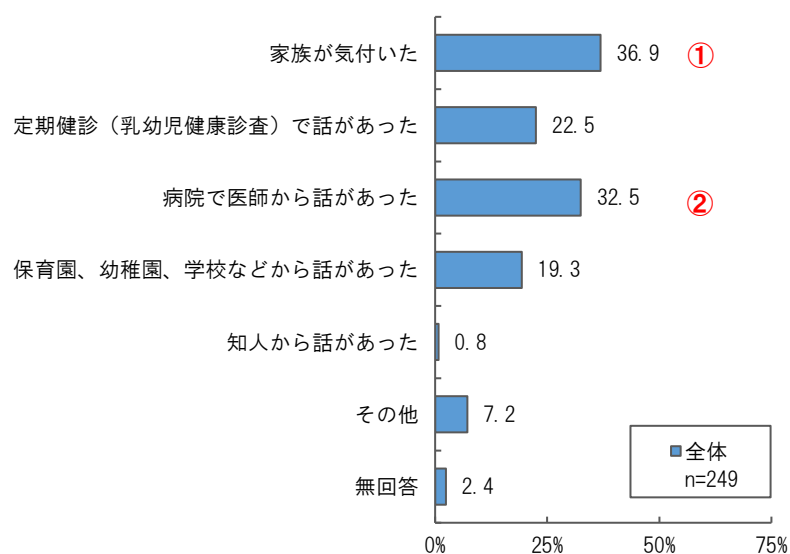
主な介助・支援者の悩み



⑫ 障害の診断（障害児）

障害がわかった（診断を受けた）きっかけは、「家族が気付いた」とする回答が最も多く、次いで「病院で医師から話があった」、「定期健診（乳幼児健康診査）で話があった」とする回答が多かった。このことから、『家族がいつでも相談できる体制の充実』及び『健診事業の充実』が求められている。

障害がわかったきっかけ



第3章 障害者計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、「瀬戸市障害者福祉基本計画（第6次）」において、「まっとつながろまい！せと ～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～」を基本理念とし、3つの基本目標として「本人を中心とした一貫した支援体制の整備」「自立に向けたチャレンジの支援」「安心して生活できる環境の整備」を掲げ、福祉施策の推進を図ってきました。

本計画においても、基本理念は継承しつつ、本市の障害者を取り巻く環境の変化やアンケートで得られた様々な課題、国の指針等を踏まえ、本市が目指す、誰もが安心して生活できる「全世代型地域包括ケアシステム」が構築した地域づくりに向け、新たに4つの基本目標を定めました。

本計画でも「まっとつながろまい！せと」を合言葉に、瀬戸市の障害福祉の向上を図っていきます。

《基本理念》

まっとつながろまい！せと

～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、
お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～





2 計画の基本目標

基本目標1 いつまでも地域でいきいきと暮らせるまちづくり

多くの障害のある人は、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくことを望んでいます。家族との暮らしを希望する人もいれば、一人暮らしやグループホームでの暮らしを希望する人もおり、希望する暮らし方は様々です。アンケートの意見では、住み慣れた地域で暮らすために必要なこととして、在宅福祉サービスの利用しやすさや地域の人たちの障害についての理解、専門的な支援の体制等が上位に挙げられていました。

こうした意見を踏まえた上で、地域で今後も安心して生活が続けられるよう、相談支援の充実、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の充実等、すべての人が、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくり、全世代型地域包括ケアシステム構築を推進していきます。

また、障害者等の経済的自立に向けた就労、充実した毎日を送るための文化芸術活動やスポーツ活動等、本人が望む生活スタイルを実現するための支援も推進していきます。

基本目標2 子どもが個性豊かに輝く福祉と教育のまちづくり

障害のある子どもたちの主体的な発達と共生の支援を円滑に行うためには早期発見・早期支援が重要となります。そのため、障害者一人ひとりの状態に寄り添う最良の支援になるよう、保健・保育・医療・教育・福祉等の連携強化に取り組んでいきます。

また、支援の入り口である相談体制を整え、児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実を図ります。

基本目標3 障害理解を推進するまちづくり

基本理念にも掲げたように、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあいながら、共に生きる社会を目指す必要があります。そのため、幼い頃からの福祉教育や市民に対する障害への正しい知識の普及・啓発、人権教育等を積極的に行います。また、地域住民が参加するボランティア活動などの活性化を図ります。

さらには、障害者に対する社会のあらゆる場面での差別解消を進めるとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を推進していきます。

基本目標4 安全・安心のまちづくり

障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らしていきたいという思いは市民の共通の願いです。そのため、自分らしい生活を送ることができるよう相談体制の充実とともに、居住環境、情報取得や意思疎通支援等の充実を図ります。また、防災体制については平時より準備を進め、災害等の緊急時にも地域で支え合うまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本 理念

「まっとうつながろまい！せと」

～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、

お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～

基本目標1 いつまでも地域でいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 相談支援体制の充実	相談支援体制の強化、専門的人材の育成・確保
(2) 親亡き後の支援体制の構築	地域生活支援拠点の拡充、成年後見制度の利用促進
(3) 障害者雇用の啓発と就労支援の充実	障害者雇用の啓発、就労系サービスの推進、障害者優先調達の推進
(4) 障害福祉の充実	サービス提供体制の確保・充実、障害福祉人材の育成支援、家族への支援
(5) 保健・医療サービスの充実	保健指導・健康教育の実施、精神疾患への理解促進と健康相談の実施、適切なサービスの提供
(6) 障害者の生涯学習活動の推進	文化芸術活動の支援、スポーツ・レクリエーションの充実

基本目標2 子どもが個性豊かに輝く福祉と教育のまちづくり

(1) 早期療育と療育支援体制の充実	療育支援体制の充実、保健・保育・医療・教育・福祉の連携強化、相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育
(2) 多様な個性やニーズに応じた教育の推進	特別に支援が必要な子どもに対する教育の充実、教職員の専門性の向上
(3) 障害児福祉の充実	切れ目のない支援の提供、児童発達支援センターの充実、重症心身障害児・医療的ケア児等支援体制の充実、卒業後の自立生活への移行支援

基本目標3 障害理解を推進するまちづくり

(1) 差別解消と権利擁護の推進	行政等における合理的配慮の提供、障害者差別解消法の周知促進、広報啓発活動の推進、成年後見制度の利用促進【再掲】
(2) 虐待防止体制の構築	障害者虐待防止法の周知徹底、障害者虐待への迅速・確実な対応の徹底、虐待防止に関する理解促進・意識醸成
(3) 福祉教育の推進	小中学校における福祉教育の促進、地域における交流活動の推進
(4) 地域における見守り体制の推進	住民主体の地域で見守りネットワークの構築、ボランティア活動への参加啓発・人材育成

基本目標4 安全・安心のまちづくり

(1) 生活環境の支援	相談支援体制の強化【再掲】、居住支援協議会との連携
(2) 情報取得や意思疎通の支援	意思疎通支援の充実、各種情報提供体制の継続
(3) 防災体制の整備	瀬戸旭もーやっこネットワークの活用、避難所の環境整備、住居の安全確保

第4章 障害者計画に係る施策の展開

基本目標 1 いつまでも地域でいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 相談支援体制の充実

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の充実を図ります。

推進に向けた取組

取 組	内 容
相談支援体制の強化	◆令和3年度から基幹型へ機能強化した「瀬戸市障がい者相談支援センター」における相談支援体制の充実を図ります。
専門的人材の育成・確保	◆障害者地域自立支援協議会を中心に関係機関との連携強化を図るとともに、専門的人材の確保に努めます。 ◆専門的な知識を習得するための研修等を開催し、人材育成を支援します。

(2) 親亡き後の支援体制の構築

親亡き後も障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害の程度や生活状況に応じた支援を充実していく必要があります。

そのためには、地域生活支援拠点等の機能の充実が重要となり、障害者のニーズを把握し、真に必要な障害福祉サービスやその他のサービスの充実を図ります。

推進に向けた取組

取 組	内 容
地域生活支援拠点の拡充	◆令和4年度から運用を開始した地域生活支援拠点の機能の拡充に努めます。
成年後見制度の利用促進	◆物事を判断する能力が十分でない人が、安心して生活できるよう尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進を行います。 ◆関係機関との連携を図り、制度の利用促進に努めます。

(3) 障害者雇用の啓発と就労支援の充実

愛知労働局と雇用対策協定を結び、地域の雇用対策における課題を共有し、双方が役割分担することで、雇用対策に関する施策を効率的に展開、障害者雇用の促進を図ります。

推進に向けた取組

取 組	内 容
障害者雇用の啓発	◆ハローワーク等関係機関と連携し、障害者雇用にかかる各種助成・支援制度の普及に努めるとともに、障害の特性に対する理解を深めるための啓発を行い、障害者雇用の促進を図ります。
就労系サービスの推進	◆関係機関との連携を図り、就労系サービスの利用促進に努めます。 ◆障害者の就労定着に向けて、尾張東部障がい者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所等の活動を支援し、ジョブコーチの活用や就業・生活面の一体的な支援を行います。 ◆「就労選択支援事業」については、令和7年度のサービス開始に向け、関係機関との協議を検討します。
障害者優先調達の推進	◆障害者就労支援事業所等に対して、物品の調達や役務の提供を優先的に発注するよう努めます。 ◆各障害者就労支援事業所等が連携・協力する「共同受注窓口（せとぶれんど）」の取組を支援します。

(4) 障害福祉の充実

障害のある人が、自らの選択により自分らしく生きていくためには、多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスの提供が必要となります。

そのため、障害福祉サービス事業所等との連携強化を図り、体制の確保をするとともに、サービスの質の向上に向け、専門的な人材の養成と確保に取り組んでいきます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
サービス提供体制の確保・充実	◆サービス事業所との連携を強化し、サービスの提供体制の確保・質の向上に努めます。
障害福祉人材の育成支援	◆サービスの提供に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取組を推進します。
家族への支援	◆障害者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所、日中一時支援事業の事業所確保と利用促進に努めます。 ◆関係機関との連携を強化し、支援体制の構築に努めます。

(5) 保健・医療サービスの充実

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、身近な地域で必要な医療を受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。

また、心の健康に関する相談等の機会の充実により、心の健康づくり対策を推進し、精神疾患の予防と早期発見を図り、適切な支援につなげていきます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
保健指導・健康教育の実施	◆糖尿病をはじめとする生活習慣病等、障害につながる可能性のある疾病を予防するため、保健師による指導や健康に関する事項の正しい知識の啓発等に努めます。
精神疾患への理解促進と健康相談の実施	◆関係機関と連携し、こころの健康相談の実施や講演会開催等を通じて、精神疾患への理解促進と相談体制の充実を図ります。
適切なサービスの提供	◆障害者の健康維持や生活支援のため、保健・医療に関する適切なサービスの提供に努めます。

(6) 障害者の生涯学習活動の推進

文化芸術活動、スポーツ活動等の生涯学習活動の充実は、人の心を豊かにし、生活に潤いをもたらすとともに、社会参加や人々の交流を促進し、相互理解の醸成にもつながります。

そのため、活動の場の提供・支援を行い、各ライフステージにおいて求められる学びの場づくりに努め、障害のある人の生活がより充実したものとなる取組を進めていきます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
文化芸術活動の支援	◆各障害者関係団体が実施する活動に対して支援を行い、機会の創出や内容の充実に努めます。
スポーツ・レクリエーションの充実	◆誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及やイベントの企画に努めるとともに、障害者が参加しやすい環境づくりを進めます。

基本目標2 子どもが個性豊かに輝く福祉と教育のまちづくり

(1) 早期療育と療育支援体制の充実

発達の遅れや発達障害が疑われる子どもにとって、早期療育を受けることは潜在的な能力を引き出し、将来の学習や社会生活における課題を早期に解消することができます。引き続き、早期療育の充実を図っていきます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
療育支援体制の充実	◆障害のある子どもが社会的に自立できるよう、「巡回療育支援」や、「保育所等訪問支援」等の支援体制の充実を図ります。
保健・保育・医療・教育・福祉の連携強化	◆療育支援体制の強化を図り、成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援の提供を目指します。
相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育	◆児童発達支援センターを中心に、瀬戸市障がい者相談支援センターをはじめ、医療機関や教育・保育機関、子育て支援機関等、様々な関係機関との連携を強化し、障害の早期発見と早期療育の取組を推進します。

(2) 多様な個性やニーズに応じた教育の推進

支援が必要な子どもへの対応を充実するため、各小中学校に配置した特別支援教育コーディネーターを中心に、本人及び保護者支援の充実、療育機関との連携による支援体制の強化、特別支援教育支援員・学校サポーターの活用や加配保育士の適正配置に努めます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
特別に支援が必要な子どもに対する教育の充実	◆個々の障害特性やニーズに即した適切な指導及び必要な支援の提供のため、学校サポーターなどの活用や特別支援教育巡回相談の充実等に努めます。
教職員の専門性の向上	◆特別に支援が必要な子ども一人ひとりの状態や、状況に応じたきめ細かな教育を行えるよう、教職員の専門性の向上に向けた取組に努めます。 ◆各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心に校内の支援体制の充実に努めます。



(3) 障害児福祉の充実

障害児が地域で不自由なく生活を送ることができるよう、サービス提供事業所等との情報交換、利用者の状況やニーズの把握を行い、障害児サービスの充実と適切なサービス提供に努めます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
切れ目のない支援の提供	◆障害のある子どもの個性や特性を、関係機関で連携・共有し、乳幼児期から切れ目のない支援の提供に努めます。
児童発達支援センターの充実	◆各種相談や親子支援教室を引き続き実施し、障害のある子どもとその家族の支援を推進します。
重症心身障害児・医療的ケア児等支援体制の充実	◆重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援拡充のため関係機関との連携の強化に努めます。
卒業後の自立生活への移行支援	◆特別支援学校や関係機関との連携により、就職や障害福祉サービスの利用について学習会を行い、卒業後の自立した社会生活への移行を支援します。

基本目標3 障害理解を推進するまちづくり

(1) 差別解消と権利擁護の推進

障害のある人が障害のない人と等しく地域で自立した生活を送ることができる社会の実現には、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

そのためには、周囲の人々が障害のことを正しく理解し、人格と個性を尊重することが重要であることから、障害理解の推進に向けた取組の実施に努めます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
行政等における合理的配慮の提供	◆合理的配慮の内容は障害特性やそれぞれの場面・状況において異なりますが、社会の中にある様々なバリアの排除に取り組みます。
障害者差別解消法の周知促進	◆地域社会の多くの場面において環境整備や合理的配慮の提供が行われるよう、市民や事業者に対する周知を行います。
広報啓発活動の推進	◆広報せとやホームページ、理解促進ハンドブック等を活用し、障害に関する理解が広く浸透するよう努めます。 ◆障害や障害者に対する理解を深めるための行事や啓発活動を実施し、理解の促進に努めます。
成年後見制度の利用促進【再掲】	◆物事を判断する能力が十分でない人が、安心して生活できるよう尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進を行います。 ◆関係機関との連携を図り、制度の利用促進に努めます。

障害者差別解消法では、行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）に対して、差別の解消に向けた具体的な取組として、「障害を理由とする差別」の禁止を求めています。

「障害を理由とする差別」には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2種類があります。

障害者への合理的配慮の不提供とは？

「合理的配慮の不提供」とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があり、それを行うのに過重な負担が生じないにもかかわらず、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮をしないことです。例えば、次のような場面が考えられます。

- 車いすの人が、高い場所の書類を取って欲しいと依頼したのに放置された。
- 視覚障害のある人が、レストランでメニューの読み上げを依頼したが読んでもらえなかった。
- 聴覚障害のある人が、窓口で筆談を申し入れたが対応してもらえなかった。

実際の場面において「合理的配慮の不提供」に該当するかどうかは、個々の状況に応じ、事案ごとに判断します。（実施に伴う負担が過重である場合などは、合理的配慮の提供義務は生じません。）

(2) 虐待防止体制の構築

平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課しています。

障害者虐待に関する迅速・確実な対応に向け、普及啓発の充実を図ることで、地域全体で見守り、対応できる体制づくりを関係機関と連携し構築します。

推進に向けた取組

取 組	内 容
障害者虐待防止法の周知徹底	◆虐待防止法の理解促進や虐待防止に関する取組を推進するため、サービス事業所に対して法の解釈等の周知徹底に努めます。
障害者虐待への迅速・確実な対応の徹底	◆虐待の未然防止や早期発見のため、相談窓口の周知を図ります。 ◆虐待の通報があった場合は、虐待を受けた人の保護や、虐待者への指導・助言等、迅速に対応します。
虐待防止に関する理解促進・意識醸成	◆サービス事業所向けの「虐待防止研修会」を定期的で開催し、虐待防止に関する意識の醸成や事業所の質の向上を図ります。

(3) 福祉教育の推進

将来の共生社会を担う子どもたちが、障害の存在を正しく認識し、障害への理解を育むことができるよう、小中学校における定期的・継続的な福祉学習や体験活動、特別支援学校との交流、特別支援学級と通常学級の日常的な交流の充実を図ります。

推進に向けた取組

取 組	内 容
小中学校における福祉教育の促進	◆小中学校において、福祉実践教室や福祉出前講座等を実施し、障害に対する気づきの機会を増やし、理解の促進を目指します。
地域における交流活動の推進	◆障害のある人もない人も地域で交流できる場の確保に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。

(4) 地域における見守り体制の推進

本市では、事業活動を通じて高齢者・障害者・子ども等見守りが必要な方と接することの多い事業者と支援機関の連携による「見守りネットワーク事業」を行っています。

何らかの支援を必要としている方を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守る体制整備に努め、引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、事業の推進を図ります。

推進に向けた取組

取 組	内 容
住民主体の地域見守りネットワークの構築	◆民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体等の活動を支援し、地域での見守りと支え合いの体制づくりを推進します。
ボランティア活動への参加啓発・人材育成	◆効果的な啓発を行い、ボランティア活動への市民の関心を高め、参加促進を図るとともに、ボランティア養成講座を開催し、ボランティアを担う人材の養成、確保に取り組みます。

基本目標 4 安全・安心のまちづくり

(1) 生活環境の支援

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、相談体制の充実や住宅に関する支援の整備に努めていきます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
相談支援体制の強化【再掲】	◆令和3年度から基幹型へ機能強化した「瀬戸市障がい者相談支援センター」における相談支援体制の充実を図ります。
居住支援協議会との連携	◆居住支援協議会と連携を図り、住宅確保要配慮者の住宅確保に努めます。

(2) 情報取得や意思疎通の支援

障害のある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの人々が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。

障害の特性によっては、情報の取得や意思疎通が困難な場合があります。その場合、必要な情報を円滑かつ正確に入手し、また、自分の意思を的確に伝えるために、情報伝達の手段や方法について様々な配慮が必要であることから、意思疎通支援の充実を目指します。

推進に向けた取組

取 組	内 容
意思疎通支援の充実	◆手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業や手話通訳者等の市役所設置事業及び奉仕員の養成・育成事業を継続的に実施するとともに、ICT活用の推進など多様な支援の充実を図り、情報のバリアフリー化を進めます。
各種情報提供体制の継続	◆声の広報やホームページ等、多様な情報提供体制の継続に努めます。

(3) 防災体制の整備

障害のある人は、災害が発生した場合、情報の収集や避難活動などを迅速に行うことが難しく大きな被害を受けやすいため、地域ぐるみの積極的な支援が重要となります。

災害発生時において、障害のある人が安心・安全に生活し続けられるよう、避難所の環境整備など、災害時の支援体制の整備を進めていきます。

推進に向けた取組

取 組	内 容
瀬戸旭もーやっこネットワークの活用	◆災害発生時、瀬戸旭もーやっこネットワークに登録されている情報を関係機関に対して提供し、防災活動に必要な連携を図ります。
避難所の環境整備	◆避難所になる学校体育館への多目的トイレの設置をはじめ、障害者が利用しやすい環境を整えます。 ◆障害に対応した備蓄食料や発電機等を配備し、障害者が避難所で生活を送るために必要な資材の整備に努めます。 ◆福祉避難所を確保するため、サービス事業所との連携に努めます。
住居の安全確保	◆木造住宅の耐震診断や耐震改修等を補助し、在宅での避難生活が必要な障害者及びその家族を支援します。

※瀬戸旭もーやっこネットワーク：瀬戸市、尾張旭市によって運営する瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会において、平成25年4月から運用しているICTを活用した多職種連携のためのネットワークです。医療や介護などに関わる専門職が「いつでも、どこでも、すぐにでも」情報共有するためのコミュニケーションプラットフォームとして活用されています。

第5章 障害福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～

1 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

本市の目標設定

- 国の基本指針を本市に当てはめ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数71人のうち、**5人(7.0%)**が地域での生活に移行することを目標とします。
- 令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者71人から**4人(5.6%)減少**することを目標とします。

項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	備考
地域生活移行者数		5人	R4施設入所者数の7.0%
施設入所者数	71人	67人	R4施設入所者数から5.6%削減

《目標達成のための方策》

地域生活を希望する障害のある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、家族状況などの把握、適切なサービスの提供を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。【県目標】
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。【県目標】
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【県目標】

本市の目標設定

- 上記について、数値は県目標のため市としての設定はしませんが、国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。また、本市の実績や実情を加味して精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標（74頁参照）を設定します。

なお、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）の設定については、県が国の提示する推計式により算定した基盤整備量を勘案し、以下のように目標を設定します。

県との調整の結果、本市の基盤整備量（利用者数）は2人とし、令和8年度末の長期入院患者数の目標を87人とします。

■ 長期入院患者数

項 目	実績 (令和2年度)	目標 (令和8年度末)
長期入院患者数	89人	87人
65歳未満	39人	38人
65歳以上	50人	49人

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

本市の目標設定

- 地域生活支援拠点等の整備については、令和4年3月31日に設置し、令和4年度より運用を開始しています。また、機能充実の取組としてコーディネーターを1人設置、運用状況の検証及び検討を年1回行うことを目標とします。
- 強度行動障害がある方に関しては、その状況や支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向けた検討を行っていきます。

項 目		目標 (令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	1か所
	コーディネーターの配置人数	1人
	支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数	年1回
強度行動障害がある方への支援体制の整備【新規】		整備に向け検討

《目標達成のための方策》

地域生活支援拠点は、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で生活するためには必要不可欠な機能であるため、国の基本指針を踏まえ、地域の関係機関が連携した支援体制を構築していきます。

また、強度行動障害がある方の支援に向けて、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してニーズの把握に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

本市の目標設定

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、国の基本指針を踏まえ、令和3年度の移行実績35人の**1.28倍である45人**を目標とします。
また、サービス種別の目標人数は以下とします。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度の移行実績27人の**1.31倍である35人**
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度の移行実績7人の**1.29倍である9人**
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度の移行実績が0人のため**1人**
- 一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数を**全体の100%である1か所**を目標とします。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度末実績25人の**1.41倍である35人**を目標とします。
- 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数を**全体の100%である1か所**を目標とします。



項 目		実績 (令和 3 年度末)	目標 (令和 8 年度末)
一般就労への移行者数	全 体	35人	45人
	就労移行支援事業	27人	35人
	就労継続支援A型	7 人	9 人
	就労継続支援B型	0 人	1 人
一般就労移行者が 5 割以上の就労移行支援事業所数【新規】		—	1 か所（全体の100%）
就労定着支援事業利用者数		6 人	35人
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所数		—	1 か所（全体の100%）

《目標達成のための方策》

障害のある人が希望や適性に応じて、より多くの一般就労及び就労定着（職場定着）に向けた支援の場を提供できるよう就労移行支援事業などの推進を図るとともに、障害のある人が安心して働くことができる場の確保に努め、雇用機会の拡大を目指します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

本市の目標設定

- 本市では、瀬戸市障がい者相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を行っています。そのため、今後は相談支援体制の強化を目指します。

項 目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
基幹相談支援センターを設置	設置済	設置済

《目標達成のための方策》

障害種別や多様化するニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実に取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

国の基本指針

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

本市の目標設定

- サービスの質の向上を図るための取組として、本市の実績や実情を加味して活動指標（75頁参照）を設定します。

2 計画の活動指標

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築のため、以下の項目について目標数値を設定します。

項 目	単位	実績値 (見込み)	第7期目標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
開催回数	回	1	1	1	1	
保健、医療・福祉関係者による協議の場 への関係者の参加人数	人	7	7	7	7	
保健、医療・福祉関係者による協議の場 における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	

(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の項目について目標数値を設定します。

項 目	単位	実績値 (見込み)	第 7 期目標			
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1	1	
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	40	43	43	43	
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	0	
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	2	2	2	2	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	人	43	23	23	23	

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化のため、以下の項目について目標数値を設定します。

また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等のため、以下の項目についても目標数値を設定します。

項 目		単位	実績値 (見込み)	第 7 期目標			
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		件	4	4	4	4	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		件	12	12	12	12	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		回	12	12	12	12	
個別事例の支援内容の検証の実施回数		回	4	4	4	4	
主任相談支援専門員の配置数		人	2	2	2	2	
協議会における地域サービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	4	4	4	4	
	参加事業者・機関数	箇所	4	5	5	5	
	専門部会の設置数	箇所	1	1	1	1	
	専門部会の実施回数	回	12	12	12	12	

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数を活動指標として、以下のように設定します。

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数を活動指標として、以下のように設定します。

項 目		単位	実績値 (見込み)	第 7 期目標（見込み）			
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		人	14	14	14	14	
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	体制の有無	有	有	有	有	
	実施回数	回	1	1	1	1	

3 障害福祉サービスの見込量と確保策

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

また、各サービスの質の向上に資する情報提供等の支援を充実させ、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援に努めます。

(1) 訪問系サービスの見込量と確保策

訪問系サービスでは、障害者が在宅での生活を継続していくことができるよう、訪問系サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	138	136	131	136	136	136
	延時間数/月	1,375	1,485	1,431	1,485	1,485	1,485
重度訪問介護	人/月	5	4	3	4	4	4
	延時間数/月	80	105	39	105	105	105
同行援護	人/月	22	20	18	20	20	20
	延時間数/月	157	137	160	151	151	151
行動援護	人/月	12	15	15	17	19	21
	延時間数/月	122	154	200	220	242	266
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み

■ 市内事業所数

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス事業所	か所	68	70	66	66	66	66

※令和5年度は実績見込み

《見込量確保のための方策》

訪問系サービスは介護者の高齢化等に伴い、ニーズが高まることが予想されるため、計画相談支援事業所と連携を図りながら、利用者のニーズを的確に把握し、事業所への情報提供に努めます。また、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制の確保に努めます。

（2）日中活動系サービスの見込量と確保策

日中活動系サービスについては、障害者の就労・自立を促す重要なサービスであり、ニーズも高い状況です。事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者に対して、事業所又は居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労選択支援【新規】	令和4年12月に公布された障害者総合支援法の改正により創設された新しいサービスです。就労アセスメントの手法を活用し、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や心身の状態等により引き続き働くことが困難となった人や就労移行支援によっても一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

サービス名	実施内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、在宅の障害者が障害者支援施設等に短期間入所し、その際に入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、在宅の障害者が病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所し、その際に入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

■ 利用実績と見込み

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	260	270	272	278	285	291
	延日数/月	4,910	5,137	5,338	5,566	5,804	6,052
うち重度障害者	人/月	113	113	113	114	115	116
	延日数/月	2,285	2,281	2,311	2,341	2,372	2,403
自立訓練（機能訓練）	人/月	3	5	4	5	6	8
	延日数/月	5	16	33	40	50	60
自立訓練（生活訓練）	人/月	29	25	18	27	27	27
	延日数/月	176	132	106	154	154	154
就労選択支援【新規】	人/月				—	20	20
	延日数/月				—	15	15
就労移行支援	人/月	67	75	55	84	94	105
	延日数/月	632	704	793	785	876	977
就労継続支援（A型）	人/月	123	124	125	126	127	128
	延日数/月	1,949	2,024	2,130	2,227	2,328	2,434
就労継続支援（B型）	人/月	182	220	217	238	261	287
	延日数/月	2,830	3,320	3,661	4,027	4,430	4,873
就労定着支援	人/月	25	26	21	27	28	29
療養介護	人/月	10	10	10	10	10	10
短期入所（福祉型）	人/月	41	49	47	51	55	59
	延日数/月	127	160	175	207	244	288
うち重度障害者	人/月	18	24	22	23	25	26
	延日数/月	58	98	104	110	117	124
短期入所（医療型）	人/月	7	7	10	11	12	13
	延日数/月	12	12	20	22	24	27
うち重度障害者	人/月	3	3	6	6	6	7
	延日数/月	7	9	16	11	12	14

※令和5年度は実績見込み

■ 市内事業所数

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	か所	10	13	13	13	13	13
自立訓練（機能訓練）	か所	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	か所	1	1	1	1	1	1
就労選択支援【新規】	か所				0	1	1
就労移行支援	か所	1	1	1	1	1	1
就労継続支援（A型）	か所	2	3	3	3	3	3
就労継続支援（B型）	か所	11	12	12	12	12	12
就労定着支援	か所	1	1	1	1	1	1
療養介護	か所	0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	か所	6	6	6	6	6	6
短期入所（医療型）	か所	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み

《見込量確保のための方策》

障害のある人が、障害の状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう計画相談事業所等と連携し、日中活動の場の整備に取り組みます。

就労系サービスについては、ハローワーク、商工会議所等と連携しながら、身近な場所での就職先・実習先の確保に努めます。また、新しい就労選択支援については、サービスの実施に向け検討していきます。

短期入所事業については、介護者のレスパイト等のためニーズが高く、引き続き、事業所拡充に取り組みます。

（3）居住系サービスの見込量と確保策

グループホーム等は、障害者の家族の高齢化により、親亡き後に備えるためにも重要な社会資源であり、さらなる整備が必要です。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設等やグループホームから居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回や相談援助を行います。

■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	137	160	163	166	169	172
うち重度障害者	人/月	25	31	32	33	34	35
施設入所支援	人/月	71	71	71	71	71	71
自立生活援助	人/月	0	0	2	2	2	2

■ 市内事業所数

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	か所	9	11	12	12	12	12
施設入所支援	か所	1	1	1	1	1	1
自立生活援助	か所	0	1	1	1	1	1

※令和5年度は実績見込み

《見込量確保のための方策》

地域移行が求められる中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加することが予測されるため、重度障害の人も含め、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発に取り組めます。

（４）相談支援サービスの見込量と確保策

障害や生活の状態にあった適切なサービスを受けられるよう、計画相談支援の充実が必要です。また、地域移行や地域定着など、地域生活を支える支援体制の充実を目指します。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応を行います。

■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	54	58	81	62	67	72
地域移行支援	人/月	0	2	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

■ 市内事業所数

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	か所	5	4	4	5	5	5
地域移行支援	か所	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は実績見込み

《見込量確保のための方策》

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援専門員の質の向上に取り組んでいきます。

施設又は医療機関から地域生活への移行を希望する障害のある人に対し、相談支援事業者や施設、医療機関等の地域の関係機関と連携し、必要に応じて支援を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

障害者が、有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、障害者の自己決定を尊重した地域生活支援事業を実施します。

(1) 必須事業の見込量と確保策

地域生活支援事業における必須事業は、以下のとおりです。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的障害及び精神障害等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

■ 利用実績と見込量

サービス			第6期（実績）			第7期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無		無	無	無	有	有	有
相談支援事業	一般相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人/年		9	7	17	18	20	22
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年	110	157	149	160	160	160
	要約筆記者派遣事業	件/年	4	15	21	23	23	23
	手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	8	9	5	10	10	10
	自立生活支援用具	件/年	16	15	14	15	15	15
	在宅療養等支援用具	件/年	26	21	14	26	26	26
	情報・意思疎通支援用具	件/年	12	23	31	34	38	42
	排せつ管理支援用具	件/年	1,774	1,783	2,268	2,280	2,291	2,303
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	6	4	7	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業	人/年		11	11	14	16	16	16
移動支援事業	人/年		663	730	814	814	814	814
	時間/年		4,070	4,706	5,928	5,928	5,928	5,928
地域活動支援センター事業	人/年		905	938	850	938	938	938
	人日/年		17,865	18,528	15,182	18,528	18,528	18,528

※令和5年度は実績見込み

《見込量確保のための方策》

社会全体の障害理解の促進のため、地域の住民を対象とした研修会や講演会等を開催し、障害理解を深める機会の提供に努めます。また、障害のある人たちをはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取組の促進を図ります。

成年後見制度については、5市1町で構成している尾張東部権利擁護支援センターと連携して、成年後見制度の普及、啓発に取り組みます。

意思疎通支援（手話通訳者、要約筆記者）の奉仕員養成講座を開催し、人材の確保・充実に努めます。

（２）任意事業の見込量と確保策

地域生活支援事業における任意事業は、以下のとおりです。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
日中一時支援事業	障害者を一時的に預かり、身体介護等の見守りを保護者代わりに行います。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持等を図り、健康増進と、家族の介護の軽減を図ることを目的とします。
レクリエーション活動等支援事業	大会を通じて、障害者の体力増進と交流の機会を提供します。
社会参加促進事業	障害者の地域社会との接点を持つ機会を増やすことにより、障害者の社会参加を促すとともに、障害の理解促進を行います。
点字・声の広報等発行事業	点訳・音訳等わかりやすい方法で、市の広報等、視覚障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が就労等のために、道路交通法に定める普通自動車免許の取得をした場合に、必要な経費の一部を助成します。
自動車改造助成事業	身体障害者が就労等のために、自ら所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	1,018	1,128	1,294	1,294	1,294	1,294
	人日/年	11,701	12,556	14,350	14,350	14,350	14,350
訪問入浴サービス事業	人/年	135	155	168	168	168	168
	人日/年	1,031	1,214	1,210	1,210	1,210	1,210
レクリエーション活動等支援事業	回/年	0	0	0	1	1	1
社会参加促進事業	団体	0	0	0	2	2	2
点字・声の広報等発行事業（発行回数）	回/年	24	12	12	12	12	12
自動車運転免許取得助成事業	件/年	1	1	1	1	1	1
自動車改造助成事業	件/年	2	2	3	3	3	3

※令和5年度は実績見込み

《見込量確保のための方策》

障害者のニーズを把握しながら、地域の実情にあった、地域生活支援事業の実施に努めます。また、ニーズに合った見込量の確保のため、引き続き瀬戸市障害者地域自立支援協議会、市内のサービス提供事業者と連携し、サービス提供の促進に努めます。

第6章 障害児福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～

1 計画の成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

国の基本指針

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。（※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること）
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

本市の目標設定

- 平成30年に瀬戸市児童発達支援センターを設置しています。引き続き、個々の児童の特性や置かれた環境に合わせた適切で切れ目のない支援を目指します。
- 現状、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制は未整備ですが、国の基本指針を踏まえ、関係機関と連携し体制の整備に努めます。

項 目	令和8年度末目標
児童発達支援センター設置	設置済み
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	体制整備

＜目標達成のための方策＞

障害児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に取り組みます。

② 重症心身障害児・医療的ケアへの支援について

国の基本指針

- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】

本市の目標設定

- 主に重症心身障害児を支援する事業所については、整備実績を踏まえ、**児童発達支援事業所1カ所、放課後等デイサービス事業所5カ所**の確保を目標とします。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場はすでに設置しているため、引き続き関係機関等との連携を図っていきます。
- 医療的ケア児等コーディネーターについては、**13人**の設置を目標とします。

項 目		令和8年度末目標
主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	1カ所
	放課後等デイサービス	5カ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置有り
医療的ケア児等コーディネーターの配置		13人

《目標達成のための方策》

医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、県が実施している養成講座の受講を通じて、コーディネーターの配置を行います。

2 計画の活動指標

(1) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援として、以下の項目について目標数値を設定します。

項 目		単位	実績値 (見込み)	第 3 期目標		
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数（保護者）及び実 施者数（支援者）	受講者数	人	9	10	10	10
	実施者数	人	5	10	10	10
ペアレントメンター数		人	0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数		人	0	0	0	0

3 障害児支援の見込量と確保策

(1) 障害児通所支援等

障害児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく下記サービスの適切な実施を目指します。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出が著しく困難なため、児童発達支援等を利用できない児童の自宅を訪問して、発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとに見直しを行います。

■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	100	91	69	100	100	100
	延日数/月	920	832	758	920	920	920
放課後等 デイサービス	人/月	301	309	343	366	391	418
	延日数/月	3,590	3,801	4,150	4,462	4,797	5,158
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	延日数/月	1	4	5	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	26	28	37	45	54	66

※令和5年度は実績見込み

■ 市内事業所数

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	か所	6	7	8	8	8	8
放課後等デイサービス	か所	23	22	23	23	23	23
保育所等訪問支援	か所	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	か所	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	か所	3	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込み

《見込量確保のための方策》

障害児が必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携を図り、サービス提供体制の整備、資質向上に努め、必要なサービス供給量の確保に努めます。

保育所等において、作業療法士等の専門職を派遣する支援へのニーズが高いことから、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援や巡回療育支援の充実に努めます。

障害児が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害児やその家族、医療機関、事業所等の関係機関でネットワークを構築し、連携を図ります。



(2) 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所等における障害児の受け入れ体制の整備に努めます。

■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	113	108	111	110	110	110
放課後児童健全育成事業（児童クラブ、学童保育所）	人	9	14	22	20	20	20

※令和5年度は実績見込み

《見込量確保のための方策》

障害児の人数や障害の程度に応じ、加配保育士の配置などの体制整備に努めるとともに職員の資質向上に努めます。

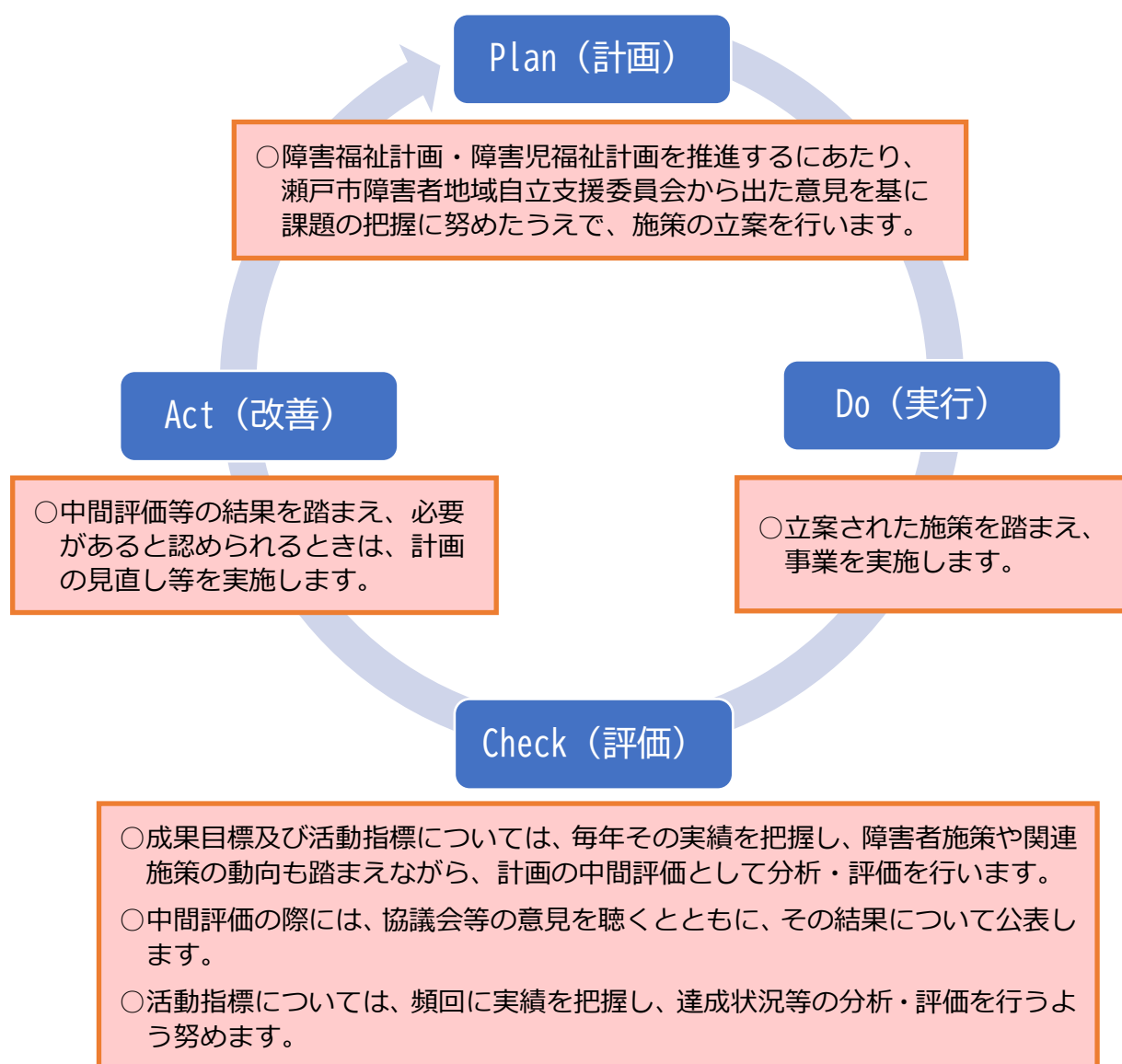
放課後児童健全育成事業については、受け入れクラブ等の確保に努めるとともに、支援員の資質向上を図ります。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

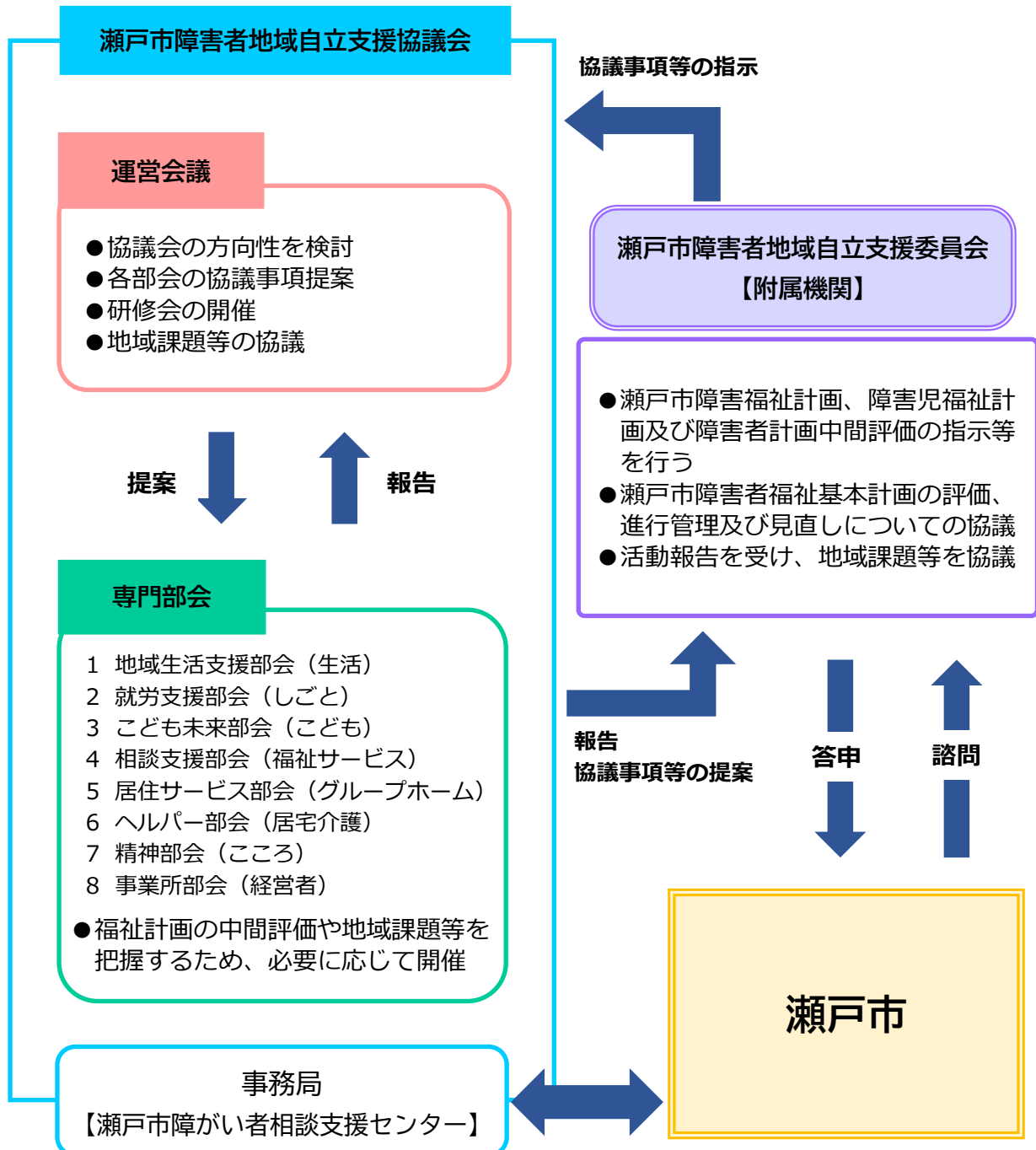
本計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて策定、推進されるものであり、関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要です。

関連施策の動向も踏まえながら、瀬戸市障害者地域自立支援協議会等との連携のもとで「PDCAサイクル」により定期的に計画の進捗状況の把握・分析・点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1 瀬戸市障害者地域自立支援協議会



2 瀬戸市障害者地域自立支援委員会名簿

(敬称略)

	氏名	所属名	役 職	関係者等区分
1	成田 孝男	瀬戸公共職業安定所	就職促進 指導官	雇用機関関係者
2	羽間 弘美	瀬戸市教育部学校教育課	専門員兼 指導主事	療育・教育機関 関係者
3	岡元 洋子	愛知県瀬戸保健所健康支援課	課長補佐	保健・医療機関 関係者
4	榎本 博文	尾張東部障がい者就業・生活支援 センター アクト	所長	雇用機関関係者
5	水野 大介	公立陶生病院医療ソーシャルワーク室	室長補佐	保健・医療機関 関係者
6	中島 史恵	瀬戸市健康福祉部 児童発達支援センター	センター長	療育・教育機関 関係者
7	住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター	センター長	権利擁護機関 関係者
8	萩原 剛	社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会	専門員	地域福祉関係者
9	近藤 幸市	瀬戸市民生委員児童委員協議会	副会長	地域福祉関係者
10	中島 正二			障害者
11	浦塚 玉喜	瀬戸市身体障害者福祉協会	会長	障害者・障害者 団体関係者
12	尾関 亮三	瀬戸市障害者団体連絡協議会	会長	障害者団体関係者
13	池戸 智美	特定非営利活動法人ハッピーリング	代表理事	障害者団体関係者
14	井上 雄裕	シンセサイズ中部	代表	障害者・障害者 団体関係者
15	宇都宮 みのり	愛知県立大学 教育福祉学部	教授	学識者



3 計画策定経過

(1) 瀬戸市障害者地域自立支援委員会

会議名	開催日
令和4年度第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会	令和5年3月1日
令和5年度第1回瀬戸市障害者地域自立支援委員会	令和5年6月30日
令和5年度第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会	令和5年12月1日
令和5年度第3回瀬戸市障害者地域自立支援委員会	令和6年2月29日

(2) 瀬戸市障害者地域自立支援協議会

会議名	開催日
瀬戸市障害者地域自立支援協議会 運営会議 (アンケート調査票に係る意見聴取)	令和5年1月10日～18日
瀬戸市障害者地域自立支援協議会 令和5年度 第1回運営会議	令和5年9月22日
瀬戸市障害者地域自立支援協議会 運営会議及び各種専門部会 (計画(案)に係る意見聴取)	令和5年11月1日～10日
瀬戸市障害者地域自立支援協議会 令和5年度 第2回運営会議	令和5年11月16日

4 用語の解説

あ行	
▶ICT	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
▶アクセシビリティ	さまざまな閲覧、利用環境へのアクセスのしやすさ、利用しやすさを表す言葉。「使いやすさ」を表すユーザビリティに近い概念で、高齢者や障害のある人などハンディを持つ人に関して多く用いられる。
▶アセスメント	対象を客観的に調査、評価すること。福祉や介護では、利用者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかを相談支援専門員等が調査や評価する。
▶意思疎通支援	障害のある人となない人との意思疎通の支援のこと。聴覚障害のある人との手話通訳や要約筆記、盲ろう者との触手話や指点字、視覚障害のある人との代読や代筆、知的障害や発達障害のある人、重度の身体障害のある人とのコミュニケーションボードによる意思の伝達などが挙げられる。
▶医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ばれている。
▶医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。
▶インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。 また、障害のある者が一般的な教育から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。（文部科学省・中央教育審議会より）



か行	
▶加配保育士	障害児保育を実施する保育園等にて、障害の診断を受けた子どもを担当するために通常の人員の配置基準に加えて配置された保育士。他の児童と同じように保育園の生活を送ることが難しい子どもに、配慮を加え、生活を支える。
▶基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う。
▶共生社会	障害のある人となない人が具体的に接し関わりあう中で、全ての人の尊厳が守られる社会。平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現を掲げており、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すとしている。
▶強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
▶居住支援協議会	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第51条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。
▶権利擁護	知的障害・精神障害や認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。
▶工賃	本計画においては、就労継続支援B型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。
▶合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと。

さ行	
▶作業療法士	厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作などの作業を行わせる専門職。 その他、基本的動作能力の回復を図る「理学療法士」、音声機能・言語機能又は聴覚に障がいのある人に対して、その機能の維持向上を図る「言語聴覚士」などの専門職がいる。
▶障害者基本法	障害のある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正され、障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者と定義された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。
▶障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。障害のある人への虐待禁止や、虐待が発生した場合の通報の義務などが定められており、正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」で、施行日は平成24年10月1日。
▶障害者総合支援法	「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたもの。正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」で、施行日は平成25年4月1日。
▶障害者の権利に関する条約	2006年12月、国連総会において採択され、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。
▶障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害のある人の就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害のある人の就労施設等が供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律で、施行日は平成25年4月1日。
▶児童発達支援	児童福祉法に定める障害児通所支援の一種で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。
▶ジョブコーチ	知的障害や精神障害等、円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員のこと。



さ行	
▶自立支援協議会	障害福祉にかかる多種多様な問題に対し、障害のある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会のこと。
▶成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。
▶相談支援専門員	指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者のこと。

た行	
▶地域生活支援事業	「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村及び都道府県が主体となって取り組む様々な事業の総称。
▶地域生活への移行	入所施設で生活する障害のある人や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障害のある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。
▶地域包括ケアシステム	障害や加齢、疾病を起因として生活に支援を要するようになったとしても、住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を可能な限り継続できるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを、継続的・包括的に提供していくもの。 介護保険においては、住まい・医療・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められている。
▶特別支援学級	知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障害のある児童・生徒のために、小・中学校に設置された学級。
▶特別支援学校	従来の盲・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校のことです。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。
▶特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

▶難病

平成27年1月施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、“発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの”と定義されている。

は行

▶発達障害

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定められている。

発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手だが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害。

▶バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

▶福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育のこと。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

▶福祉避難所

災害時に高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所のこと。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定し、民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

▶法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合のこと。

ま行

▶民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・都道府県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。



や行	
▶要約筆記	
	聴覚障害者に対する情報保障の方法の一つ。その場で話されている内容を即時に要約して文字にする。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。

ら行	
▶療育	
	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族、障害に関し心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
▶レスパイト	
	「休息」「息抜き」「小休止」のこと。家族などの介護・支援を行う人に対し、一時的に代替して負担の軽減を図ることで、日ごろの心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。



瀬戸市 障害者福祉基本計画【第7次】

瀬戸市障害者計画（第7期）

瀬戸市障害福祉計画（第7期）・瀬戸市障害児福祉計画（第3期）

発行／瀬戸市（令和6年3月） 編集／瀬戸市健康福祉部社会福祉課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64－1

TEL (0561) 82-2612 FAX (0561) 82-2615

